

<資 料>

戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

—— 代言人・弁護士の履歴書 ——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増 田 修

目 次

- 第1 はじめに
 - 第2 参考文献
 - 第3 代言人名簿
 - 第4 弁護士名簿
 - 1～10 (以上, 『修道法学』第43巻第1号)
 - 11～47 (『修道法学』第43巻第2号)
 - 48～83 (『修道法学』第44巻第1号)
 - 84～ (以下, 『修道法学』第44巻第2号以下)
 - 第5 広島法律学校出身者名簿
 - 第6 弁護士法制略史
 - 第7 増田修著作目録
 - 第8 おわりに
- ### 索 引
- 第1 番号順代言人氏名
 - 第2 番号順弁護士氏名
 - 第3 番号順広島法律学校出身者氏名

第4 弁護士名簿 (続)

明治27年 (続)

48 大戸復三郎「事務所」岡山市下田町12番邸 (「名簿」明治32年), 岡山市西中山下99番邸 (「名簿」明治35年), 「電話」315 (「名簿」明治39年～大正8年), 岡山市西中山下315番地 (「名簿」明治41年), 岡山市大字下田町2番地 (「名簿」大正元

年～大正8年), 釜山富平町2丁目186番戸(「名簿」大正2年), 釜山土城町2丁目2番戸「電話」釜山76(「名簿」大正3年), 釜山府西町1丁目(「名簿」大正7年・大正8年)。この後, 事務所設置の記載なし。

万延元年8月6日生(「衆議院議員名簿」第20回帝国議會・明治37年), 広島・平民, 明治13年2月司法省法学生徒, 明治16年7月16等出仕司法省・岡山始審裁判所詰, 明治16年8月岡山治安裁判所詰, 明治17年8月判事補・岡山始審裁判所詰, 明治19年3月予審掛(以上, 明治20年「官吏進退」14・司法省4・国立公文書館), 明治20年7月岡山始審裁判所判事(「官報」明治20・7・9, 明治20・7・18), 明治20年8月岡山始審裁判所判事・予審掛(「官報」明治20・8・23), 明治20年12月岡山始審裁判所津山支庁判事(「官報」明治21・1・16), 明治21年2月岡山始審裁判所津山支庁判事・予審掛(「官報」明治21・2・4), 明治22年1月岡山始審裁判所津山支庁判事・予審掛(「官報」明治22・1・11), 明治23年1月岡山始審裁判所津山支庁判事・予審掛(「官報」明治23・1・11), 明治23年10月岡山区裁判所監督判事(「官報」明治23・11・24), 明治25年12月岡山地方裁判所判事(「官報」明治25・12・15), 明治26年1月岡山地方裁判所判事・予審掛(「官報」明治26・1・4), 明治27年4月津山区裁判所判事・予審掛(「官報」明治27・4・2), 明治27年11月依願免本官(「官報」明治27・11・27), …弁護士登録・広島…, 明治29年6月登録取消・広島(「官報」明治29・6・27), …明治31年5月弁護士登録・岡山(「官報」明治31・6・3), 明治37年3月衆議院議員甲辰倶楽部(「衆議院議員名鑑」平成2年), 大正元年10月釜山弁護士事務所開設(「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正6年), …大正13年1月12日死亡(「衆議院議員名鑑」平成2年), 大正13年6月10日登録取消・死亡(「官報」大正13・6・23)

「片々たる評伝」釜山に於ける弁護士正七位勲四等大戸復三郎氏の法曹界に於ける非凡の手腕に就ては, 既に定評があり, 紛糾錯雑に不正を遂げんとする奸人の為に其の財産を蕩尽せしめられんとし, 君が救いを乞ふて厄を免れたる者数を知らず, 明快弁護士の名頗る高し(「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正6年)。

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

明治37年岡山県第1区より推されて衆議院議員に当選、同年更に岡山市会議員となり、明治41年6月市会議長に推された。これより先、明治28年共立紡績会社創立されるや取締役支配人に挙げられ、次いで加島銀行理事、備後鉄道(株)、岡山製水(株)、朝鮮拓殖銀行(株)、中外燐寸(株)等の社長を歴任、実業界においてもまた重鎮の称があった。大正10年2月岡山商工会議所会頭となり、任期満了後累次重任した。大正13年1月12日会議所事務執務中、脳出血によって没した。享年65才(「岡山 of 弁護士」昭和51年)。「文献」「現今人名辞典」第3版・明治36年・お10頁、三宅園市編『岡山県紳士録』(御大典記念会・1916年8月・50頁)、「在朝鮮内地人紳士名鑑」(朝鮮公論社・大正6年・115頁)、『海外邦人の事業及人物』(民天時報社・1917年11月・20頁)、「人事興信録」第5版・大正7年・を71頁、「人事興信録」第6版・大正10年・を62頁、『岡山 of 弁護士』(岡山弁護士会・1976年10月・74頁・96頁)、「衆議院議員名鑑」平成2年・132頁

明治28年

49 高橋敏之(旧名、福岡松之助)「事務所」東京府神田区三河町1丁目19番地(「芸備日日」明治28・1・24)、広島市西魚屋町99番邸(「芸備日日」明治28・1・24)、広島市下流川町64番次2番邸(「芸備日日」明治28・10・3)

慶応元年2月18日生(「中国新聞」明治34・3・23)、広島安芸郡莊山田村(「芸備日日」明治30・5・26)・士族→東京(「官報」明治26・7・11)、明治26年7月帝国大学法科大学卒業(「官報」明治26・7・11)、明治26年7月弁護士登録・東京(「官報」明治26・8・10)、明治30年5月登録取消(「官報」明治30・6・3)、明治30年5月広島県第1中学校長(「芸備日日」「中国新聞」明治30・5・26)、明治34年3月年俸1400円(「官報」明治34・3・26)、明治34年3月22日死亡(「芸備日日」「中国新聞」明治34・3・23)

「片々たる評伝」福田精一氏病を以て校長の職を辞し、法学士高橋敏之氏其の後を襲いで、本県第一尋常中学校に校長となれり。氏は県下安芸郡莊山田村に生まれ、本姓は福岡氏、明治六年生地 of 小学校に入り、十二年

十二月安芸中学校に入学，十四年六月業を終へ同校助教となり，十五年六月上京小石川同人社に筈を負ひ，十六年九月明治英学校に学び，十七年九月大学予備門，二十三年七月第一高等中学を卒業し，次で法科大学に入り英法を専攻し，二十六年七月業を終へ，八月弁護士となりて籍を東京に置き，二十八年一月当地に來りて同じく弁護士たり，同年六月広島尋常中学に教師となりて英語を教授し（弁護士たること旧の如し）以て今回校長たるに至りしなり。氏は慶応元年二月に生まれ，今三十二年四ヶ月（「中国新聞」明治30・5・26）。

本県第一中学校長高橋敏之氏は，昨日（注，明治34年3月22日）午前十一時逝去したり。氏は予て肺患に罹り居たるが，常に病を推して校務を弁じ，其病勢の進みしは昨年十一月以来なるも，…去る二月以来病勢愈々募りて，氏をして再び起たしめず，竟に今日あるに至らしめたり，氏は資性温良沈着にして，人に対して城郭を設けず，其生徒に接して訓戒を加ふるに方ってや，氏自ら苦学せし経歴を持てして，懇篤に奨励する所あり，傍ら常に勤儉貯蓄の忽緒に附すべからざるを説きて，学生の氣風を一転せしむ。此を以て生徒は氏を慕ふこと赤子の慈母に於けるが如く，且つ校内職員間に於ける交情の如き，監督取締上の如きと，一として他の評価を下すの余地なからしめたりき。由来県下公立学校内部の紛擾紊乱は云ふべからざるものありて，県民をして常に杞憂を懐かしむるものありしが，第一中学校の如き氏が校長として就任せし以来は，大に其弊を絶ち，成績の見るべきもの少からざりしが，今活焉とし逝きぬ。県下の教育事業の為惜むべく嘆すべきにあらずや（「芸備日日」明治34・3・23）。

「文献」「広島弁護士会沿革誌」明治編・平成20年・104頁

50 高田似壠「事務所」広島県高宮郡福田村305番邸・「広島出張所」広島区新川場町安達伊三郎方（「芸備日報」明治16・10・23），広島区竹屋町671番邸・澤村良太郎・高田似壠事務所（「芸備日報」明治16・12・14），広島区竹屋町88番邸寄留（「広島控訴裁判所」明治17・10・13），広島区大手町4丁目17番邸寄留（「芸備日報」明治19・3・19），広島区竹屋町（「芸備日報」明治19・7・11），「岩国出張所」山口

増田：戦前期広島弁護士名簿（3）

県岩国善教寺小路・出張所主事後藤傑造（「芸備日報」明治19・9・4），「呉港出張所」呉港和庄村596番邸岡本清兵衛方白根淳六・高田似壠事務所（「芸備日報」明治20・5・11），広島区下中町80番邸（「芸備日報」明治21・1・7），広島市小町79番邸（「芸備日日」明治23・11・23），東京神田今川小路2丁目4番地・「出張所」京橋区元数寄屋橋町2丁目2番地山田喜之助事務局（「芸備日日」明治24・11・15，明治25・5・11），広島市下中町87番（師範学校筋向）（「芸備日日」明治27・1・24），広島市袋町47番邸（「名簿」明治32年），「電話」433（「名簿」明治37年～大正9年），広島市三川町80番邸（「名簿」明治42年），広島市竹屋町95番地（「名簿」大正元年），広島市吉島町（「名簿」大正9年），広島市小町土井與一事務所「電話」広島1701（「名簿」大正10年）

万延元年10月17日生（「広島市百二十傑伝」大正10年），広島高宮郡福田村・平民（「広島市百二十傑伝」大正10年），明治16年7月代言人・大阪免許（「帝国代言人姓名録」明治20年），明治16年9月代言人・広島（「芸備日報」明治16・9・21，明治16・12・14），明治21年2月広島県会議員（「広島県議会史」第2巻・昭和35年），明治21年4月広島代言人組合副会長（「芸備日報」明治21・4・20），明治24年11月代言人・東京（「芸備日日」明治24・11・15），明治26年5月弁護士登録・東京（「官報」明治26・5・27），明治28年1月登録換・広島（「官報」明治28・2・1），明治29年4月広島弁護士会長（「芸備日日」明治29・4・28），明治31年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治31・4・26），明治32年4月広島弁護士会長（「芸備日日」明治32・4・25），明治34年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治34・4・30），明治35年1月広島控訴院懲戒裁判判決過失による双方代理譴責共同被告森田卓爾・田上諸藏（「官報」明治35・1・8，「中国新聞」明治35・1・10～11，「芸備日日」明治35・1・10），明治40年1月広島弁護士会長（「芸備日日」明治40・1・4），明治42年1月広島弁護士会長（「芸備日日」明治41・12・28），大正4年5月広島市会議員（「概観広島市議会史」昭和51年），大正9年4月広島弁護士会長（「名簿」大正9年），大正11年12月登録換・東京（「官報」大正11・12・29），大正13年6月登録取消（「官報」13・7・3），大正13年6月公証人・広島（「官報」大正13・7・1），昭和

3年9月19日脳溢血死亡（「官報」昭和3・9・26、「芸備日日」昭和3・9・21）

「片々たる評伝」「高田似壠君伝」広島県第三区・広島県広島市小町住・平民・代言人・万延元年生 君は政友会員にして国民主義を抱持す、政友会なるものは浅野侯の主唱に成る所の政社にして、本部は広島市上流川町に在り、広島県の県議員、広島市議員其他紳商、豪農等大抵其会員たり、君先きに東京に遊び、明治十四年の末東京を去り京都に遊び、同地の交詢会員と共に政談及學術講演説に従事せしが、同年十二月同地新京極福の家に於て政談演説は治安に妨害ありと認められ一ヶ月間同府管内に於て政談演説を禁止せられ、立憲政党の大坂に起るに及て同黨員と共に演説に従事す、京都に在ること殆んど二裘褐演説に従事するの余暇を以て我楽多珍報の編輯を担当す、十六年大坂に於て春期代言人試験を受けて及第し、同年の末広島に帰り代言事務に従ふ、爾來業務の余暇政談及學術演説をなす、廿年六月状師会規則案一名全国代言人聯合卑見と云ふ一小冊子を草し之を全国の同業に領つ、広島代言人組合の主唱を以て広島控訴院管内の代言人を糾合し中国状師会なるものを設くるや君委員の任に当り大に力を尽す、同年九月専門學校得業生秋廣淡一郎氏（注、明治27年9月12日死亡「芸備日日」明治27・9・14）と共に広島法文雑誌を発刊し其編輯事務を掌る、廿一年二月広島県会議員となり、同年春期代言人通常会に於て組合副会頭に当選す、尋て条約改正問題の起るや上京して日本倶楽部の派出員となり九州及大坂に於て非条約論者の大会に臨み、同年十月広島に帰る、爾來政友会の主義を拡張せんが為め、県下各地に遊説し傍ら同会の機関なる安芸津新報の編輯を補助す（「帝国議員候補者列伝」明治23年）。

「高田似壠氏訃」広島市国泰寺町広島地方裁判所所属公証人高田似壠氏は予て中風症に罹り病臥中であったが、薬石効なく十九日午後六時半突如脳溢血で逝去した、享年六十九、氏は安佐郡福木村の出身。最初広島医学校に入り医道に志したが、中途政界に入り故早速整爾氏等と共に政治雑誌を発行して地方政界のため貢献し、一方代言人となり引きつづき弁護士となつて、数回広島弁護士会長に選ばれたことあり、在野法曹界の権威で

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

あったが、晩年は公証人として余生を送ってゐた、資性磊落、酒を好み酒呑童子に因んで守天と号し、漢詩をよくして詩壇における功労又少しとせず、今回の逝去は各方面からいたく惜しまれてゐる、因に葬儀は廿一日午後五時広島西向館で執行（「芸備日日」昭和3・9・21）。

「高田似壠氏訃」公証人高田似壠氏は十九日午後六時半広島市国泰寺町の自宅で病死した。氏は広島法曹界の元老で、代言人から弁護士になり人間味豊かな法廷の弁論は華やかなものであった。広島市会議員にも選ばれ、弁護士会長に当選すること数回、私人としては漢籍に尽くし詩文を好くし、さらに有名な酒徒であった。壮年時代は宿坊に根を下ろして流連数回、そこから毎朝裁判所へ通勤、夕刻は宅へ帰らずまた元の宿坊へといふ程徹底してゐた。晩年は弁護士界を隠退して公証人となり悠々詩歌（号、白南）に親しんでをったのである。葬儀は二十一日午後五時向西館で執行されると（「中国新聞」昭和3・9・21）。

「公証人高田似壠役場」広島市国泰寺町百二（広島市公会堂ノ上ミ電車通東側）「電話」1613（「芸備日日」大正13・7・13、大正13・8・9）。

「文献」高橋忠治郎編『帝国議員候補者列伝』（庚寅社・1890年4月・491頁）、久保田高三『東都状師月旦』第4巻（蒼龍窟・1893年8月・45頁）、覆面記者「我親公人私人 弁護士高田似壠」（「中国新聞」大正元・8・29）、「廿五年前回顧・苦談楼主人を追懐す 高田似壠」（「中国新聞」大正6・5・1）、「陪審制度民法改修の研究（6）陪審制度雑話・唱道の出発点が違ふ 高田似壠氏談」（「芸備日日」大正8・12・11）、「東京に閑居する高田守天翁」（「芸備日日」大正9・12・8）、「広島市百二十傑伝」大正10年・91頁、「一日一人・冷灰博士 高田似壠氏 公証人、詩人」（「芸備日日」大正15・9・15）、「中央大学史」昭和2年・562頁、「高田似壠氏訃」（「芸備日日」）「中国新聞」昭和3・9・21）、「広島県先賢伝」昭和18年・66頁、「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・292頁

51 三宅昌興「事務所」広島市西大工町100番邸（「芸備日日」明治28・2・10）、松山市2番町（「名簿」明治35年）

広島・平民（「官報」明治27・12・8）、明治26年7月明治法律学校卒業（「明

治大学一覽」昭和12年・10頁), 明治27年12月弁護士試験及第(「官報」明治27・12・8), 明治28年2月弁護士登録・広島(「官報」明治28・2・14), 明治31年6月登録取消(「官報」明治31・7・6), 明治31年6月宇和島区裁判所判事(「官報」明治31・6・23~24), 明治32年5月松山区裁判所判事(「官報」明治32・5・22), 明治32年5月兼松山地方裁判所判事(「官報」明治32・5・31), 明治33年3月解本職専松山地方裁判所判事(「官報」明治33・3・12), 明治34年4月退職(「官報」明治34・4・13), 明治34年5月弁護士登録・松山(「官報」明治34・5・10), 明治34年7月登録換・広島(「愛媛弁護士会百年史」平成8年・491頁では死亡とする), 明治35年9月2日死亡(「官報」明治35・9・19), 明治35年9月30日登録取消広島・死亡(「官報」明治35・10・9)

「片々たる評伝」本市大工町の出身にして, 去る廿六年東京に於て弁護士試験に及第し, 翌年弁護士に登録せられ, 廿九年判事を奉職, 宇和島区裁判所詰より後, 松山地方裁判所判事を歴任し居たるが, 去年八月頃より宿病なる脊椎病再発し, 激職に堪ゆる能はざるを以て, 同年十一月辞職, 静養傍同地に弁護士をなし居たるも, 病勢兎角涉々致からざるを以て, 本年七月帰広以来, 東本川後藤病院に入院, 今に療養怠りなしと云ふ(「中国新聞」明治34・10・24)。

本市大工町に住せし退職判事三宅昌興氏は, 昨年病を任地に得て帰広し, 後藤病院に入りて治療中なりしが, 薬石効を奏するに至らず此程死去せしよし(「中国新聞」明治35・9・11)。

52 小島孫三郎「事務所」広島市幟町58番屋敷(下流川町66番邸三坂繁人事務所へ出張し訟務に従事)(「芸備日日」明治28・3・3), …広島市新川場町「電話」広島1728(「名簿」大正5年), 広島市中島本町23「電話」—(「名簿」大正10年)。(注)小島は, 大正13年以降の「名簿」には, 記載されていない。

安政2年7月(「診断書」任免裁可書・明治38年・任免巻15・国立公文書館), 広島可部・平民(「官報」明治28・2・20), 明治9年5月広島県師範学校上等科卒業(「広島県師範学校一覽」大正7年・58頁), …明治26年11月公証人・岩国(「官報」明治27・11・7), 明治27年11月兼公証人・柳井(「官報」明治27・

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

11・10), 明治27年12月弁護士試験及第(「官報」明治27・12・8), 明治28年1月依願免公証人(「官報」明治28・1・16), 明治28年2月弁護士登録・広島(「官報」明治28・2・20), 明治29年3月広島県会議員(「広島県議会史」第2巻・昭和35年), 明治30年7月日本法律学校卒業(「日本大学校友会会員名簿」大正8年・234頁), 明治31年10月登録取消(「官報」明治31・11・5), 明治31年10月三次区裁判所判事(「官報」明治31・10・24~25), 明治33年5月庄原区裁判所判事(「官報」明治33・5・9), 明治34年11月松山区裁判所兼松山地方裁判所判事(「官報」明治34・11・20), 明治36年7月解本職専松山地方裁判所判事(「官報」明治36・7・13), 明治38年3月松山地方裁判所判事・予審掛(「官報」明治38・3・31), 明治38年4月稚内区裁判所監督判事(「官報」明治38・4・5), 明治38年5月依願免本官(「官報」明治38・5・13), …明治39年4月人吉区裁判所判事(「官報」明治39・4・9~10), 明治41年12月豆田区裁判所判事(「官報」明治41・12・26), 明治43年3月鹿児島区裁判所判事(「官報」明治43・3・29), 明治43年4月知覧区裁判所兼鹿児島区裁判所判事(「官報」明治43・4・22), 大正元年12月高千穂区裁判所判事(「官報」大正元・12・28), 大正2年4月休職(「官報」大正2・4・22), 大正4年6月退職(「官報」大正4・6・22), 大正4年8月弁護士登録・大津(「官報」大正4・8・7), 大正4年12月登録換・広島(「官報」大正5・1・12), 昭和11年6月30日登録失効・弁護士法附則第5項(「官報」昭和11・9・7)

「片々たる評伝」「弁護士の舌・何を語る (10) 華胄の判官達も流連した…二十年前の回顧 小島孫三郎氏」「凡そ一昔間, 判事の職に在って諸所を浮浪し, 又故郷の可部に近い広島に舞戻って, 二度目の開業をしましたが, 随分変りましたねハ、ハ」と小島孫三郎氏は静かに語る, 「最初の開業は明治三十年(注, 二十八年)でした, 其頃も弁護士の籍にある人は今位でしたが, 現在の人は皆これを本職として居られますけれど, 当時は大部分の人は, 有名無実か, 職名を高歩を貸すに利用するしかして居られるなどで, 実際仕事をして居たのは確とは覚えませぬが, 今居られる方では, 高田似壠, 高野一步, 田上諸藏, 横山金太郎, 高野(注, 天野鐵輔?), 高橋榮之

助、篠原資の諸氏、故人の安倍萬太郎、三坂繁人、松山廣居の三氏と、今は実業界に居られる岡崎仁三郎氏と私位であった様に思ひます（「芸備日日」大正5・10・5）。

「文献」「弁護士の舌・何を語る（10）華青の判官達も流連した…二十年前の回顧 小島孫三郎氏」（「芸備日日」大正5・10・5）

53 脇屋雄六「事務所」広島市三川町64番邸次1番邸ノ2（「名簿」明治32年）、広島市新川場町130番次2番邸脇屋雄六・脇屋榮一共同事務所（「名簿」明治33年）

安政4年6月30日生、東京武蔵国江戸・平民（以上、「尾道履歴書」明治28年）、明治8年7月15等出仕・正院、昭和8年9月正院諸課廃止・廃官、明治8年11月敦賀県聴訟課雇・福井支庁詰（以上、明治20年「官吏進退」16・司法省6・国立公文書館）、明治9年3月広島県15等出仕、明治9年8月福山支庁在勤・広島県裁判所、明治9年9月兼補15等出仕、明治10年1月10等属・広島県、明治10年6月17等出仕司法省・広島裁判所尾道区裁判所在勤、明治11年9月広島区裁判所詰、明治11年10月本庁詰・広島裁判所、明治11年12月16等出仕、明治12年12月判事補、明治14年4月熊谷裁判所詰、明治14年5月熊谷裁判所浦和支庁詰、明治14年10月刑事課兼民事課、昭和14年12月浦和始審裁判所詰、明治15年4月第1期埼玉重罪裁判陪席、明治16年9月第3期浦和重罪裁判陪席、明治17年6月川越治安裁判所長、明治18年9月熊谷支庁詰、明治18年11月東京始審裁判所詰、明治18年12月下谷区治安裁判所詰、明治19年9月東京始審裁判所詰、明治20年3月京橋区治安裁判所詰、明治20年12月判事登用試験及第（以上、「尾道履歴書」明治28年、明治20年「官吏進退」16・司法省6・国立公文書館）、明治20年12月山口始審裁判所判事（「官報」明治20・12・27、明治21・1・14）、明治21年2月山口始審裁判所・予審掛（「官報」明治21・2・4）、明治22年12月広島始審裁判所尾道支庁判事（「官報」明治22・12・5）、明治23年10月尾道区裁判所兼広島地方裁判所判事（「官報」明治23・11・25）、明治23年11月尾道区裁判所監督判事兼広島地方裁判所判事（「官報」明治23・11・27）、明治26年3月広島地方裁判所判事（「官報」明治26・3・2）、明治27年1月広島地方裁判所判事・予

352 (352)

増田：戦前期広島の新士名簿（3）

審掛（「官報」明治27・1・4），明治27年4月尾道区裁判所判事・予審掛（「官報」明治27・4・2），明治27年12月広島区裁判所監督判事（「官報」明治27・12・26），明治28年2月退職（「官報」明治28・2・9），明治28年9月依願免本官（「官報」明治28・9・6），明治28年9月新士登録・広島（「官報」明治28・9・24），明治35年6月登録取消（「官報」明治35・7・1），明治35年6月西条区裁判所判事（「官報」明治35・6・23～24），明治35年7月西条区裁判所判事・予審掛（「官報」明治35・7・11），明治36年1月西条区裁判所判事・予審掛（「官報」明治36・1・4），昭和36年3月福山区裁判所判事（「官報」明治36・3・26），明治38年4月福山区裁判所監督判事（「官報」明治38・4・4），明治42年5月玉島区裁判所監督判事（「官報」明治42・5・26），明治43年7月解玉島区裁判所監督（「官報」明治43・7・21），明治44年2月8日死亡肺炎（「官報」明治44・2・15，「中国新聞」明治44・2・11）

「片々たる評伝」元福山区裁判所判事たりし（現今玉島区裁判所判事）脇屋雄六氏に対し，福山区裁判所在職中の功勞に酬うる為め，同区裁判所管轄内各町村戸籍吏申合せ，今回左の感謝状に金側時計（金鎖附）を添へ贈ることゝし，福山町役場に於て斡旋の勞を執り，昨日佐野福山町書記，現品を携帯して同市の宅を訪れ，現品を贈れりと（「芸備日日」明治42・10・11）。

感謝状

我が最も敬慕せる脇屋元福山区裁判所判事閣下は，温厚篤実剛毅廉直にして，其事を処するや誠実明敏，明治三十六年三月二十五日我福山区裁判所に補せらるゝや，鋭意事に当り熱心其職を尽され，特に戸籍法研究に関しては懇篤励精指導其宜しきを得るを以て，各町村其改善の実を顕はし，今や完全の域に至らんとす，是れ畢竟閣下の温厚なる徳風と寛宏なる識量と練達なる誘掖の効果に外ならずと，各町村は其の功勞を多大とせり，茲に同僚胥ひ閣下当地在職中深厚なる情誼と懇切なる指導の勞に酬いる為金側時計並に金鎖各一個を贈呈し，聊か感謝の意を表し且つ此鎖の如く永く連鎖し，交誼の脱離せざらんことを庶幾ふ，閣下若し物品の非きを叱せず，

至情の厚きを諒せられ、記念の具となせは幸ひ焉より大なるはなし、謹んで閣下の健康を祝し且つ将来の盛運を祈る

明治四十二年十月 深安郡福山町戸籍吏 外三十三戸籍吏

「文献」脇屋雄六著・立木頼三校閲『日本商法義解』（三木文明堂本店・1890年12月）、脇屋雄六『民事訴訟法文例』（三木半兵衛・1891年4月）、「脇屋判事に贈る」（「芸備日日」明治42・10・11）、「脇屋判事逝去」（「中国新聞」明治44・2・11）

明治29年

54 植田壽作「事務所」広島市小町10番次3番邸（「名簿」明治32年）、広島市袋町18番地（「名簿」明治38年）、広島市小町32番「電話」458（「名簿」明治39年）、広島市堀川町88番地次1番邸（「名簿」大正元年）

広島加茂郡西志和村・平民（「官報」明治27・12・8）、明治26年7月和仏法律学校卒業（「法政大学校友名鑑」昭和16年・7頁）、明治27年12月弁護士試験及第（「官報」明治27・12・8）、明治28年2月弁護士登録・東京（「官報」明治28・2・9）、明治29年5月登録換・広島（「官報」明治29・5・9）、明治35年10月登録取消（「官報」明治35・11・7）、明治35年10月山口地方裁判所判事（「官報」明治35・10・27）、明治38年1月依願免本官（「官報」明治38・2・1）、明治38年2月弁護士登録・広島（「官報」明治38・2・28）、明治40年9月広島県会議員（「広島県議会史」第2巻・明治35年）、明治42年1月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治41・12・28）、大正10年6月広島市会議員（「概観広島市議会史」昭和51年）、大正10年8月広島市会議長（「概観広島市議会史」昭和51年）、大正12年10月16日死亡（「新修広島市史」第7巻・昭和35年）、大正12年10月19日登録取消・死亡（「官報」大正12・11・1）

「片々たる評伝」広島県賀茂郡西志和村出身、東京法律学校（注、東京法律学校？）卒業。広島市で弁護士を開業、後司法官となり山口地方裁判所判事を最後に退官、明治三十八年四月広島市新川町でふたたび弁護士開業、大正十年六月広島市会議員に当選、同年八月二十四日市会議長となる、同十二年十月十六日死去、五四才（「新修広島市史」第7巻・昭和35年）。

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

大正十年五月市会議員に選出，同時に市会議長の椅子を占め，本年（注，大正12年）七月十七日の司会を最後に，数年前より療養中の糖尿症増進のため，八月中旬就床，爾來加療中の処，心臟帽弁閉塞症其の他種々の重患を併発し，薬石効なく，昨十六日午前十時遂に永眠した。享年五十五歳（「芸備日日」大正12・10・17）。

「文献」「植田壽作議長死去」（「芸備日日」大正12・10・17），「新修広島市史」第7卷・昭和35年・555頁

55 土居弘毅「事務所」広島市三川町70番邸（「芸備日日」明治29・12・15），広島市袋町47番邸（小学校北隣）（「芸備日日」明治30・3・24），広島市西魚屋町99番邸（「名簿」明治32年），広島市大手町7丁目105番邸（「名簿」明治35年），広島市小町33番地（「名簿」明治37年），神戸市楠町7丁目99番邸（「名簿」明治38年）

慶応3年6月16日生（「大衆人事録」第11版・昭和10年），兵庫・平民（「官報」明治26・6・2），明治22年7月明治法律学校卒業（「明治大学一覽」昭和12年・3頁），明治23年11月代言人試験及第（「官報」明治23・11・29），明治23年12月代言人・神戸免許（「日本弁護士史」大正3年），明治26年5月弁護士登録・大阪（「官報」明治26・6・2），明治29年12月登録換・広島（「官報」明治29・12・11），明治36年1月広島弁護士会副会長（「呉新報」明治35・12・24），明治38年6月登録換・神戸（「官報」明治38・6・24），明治43年12月登録取消（「官報」明治44・1・10），明治44年1月公証人・神戸（「官報」明治44・1・10），昭和14年7月依願免公証人（「官報」昭和14・7・7）

「片々たる評伝」「開業の披露広告」今般下記に於て弁護士業務に従事し，訴訟鑑定弁護鑑定，和解仲裁契約書文案行政訴訟の代理，其他法律に関する諸般の依頼に応ず・依頼者は紹介を要せず・総て事件は秘密にして他へ洩らさず・時宜により地方へ出張の依頼に応ず・事務は誠実と敏速とを旨とし親切に取扱ふ 弁護士土居弘毅 事務所広島市三川町七十番邸（「芸備日日」明治29・12・15）。

「公証人事務所」神戸市神戸区元町7ノ1ノ23「電話」元町858（「大衆人事録」第11版・昭和10年）

「文献」「大衆人事録」第11版・昭和10年・卜14頁

明治31年

56 堀江三正「事務所」広島市下中町16番邸（「芸備日日」明治31・12・11,「名簿」明治32年), 広島市鉄砲屋町36番邸（「芸備日日」明治34・3・28,「名簿」明治35年), 広島市下中町24番地ノ1（「名簿」明治37年), 広島市三川町40番屋敷（「名簿」明治39年), 広島市袋町50番屋敷（「名簿」明治41年)

嘉永6年6月生, 福岡・士族, 明治6年12月13等出仕・三瀨県, 明治7年2月権少属, 明治7年3月12等出仕, 明治7年8月少属, 明治8年9月依願免本官, 明治9年12月等外2等出仕・司法省, 明治10年1月依願出仕差誅, 明治10年12月17等出仕・司法省・長崎裁判所在勤, 明治12年9月依願免出仕, 明治13年3月長崎裁判所雇, 明治13年4月16等出仕・長崎裁判所所勤, 明治13年12月判事補, 明治14年9月本庁詰・糾問掛, 明治14年10月長崎始審裁判所詰, 明治14年11月予審掛, 明治16年11月帰京命令, 明治17年3月東京始審裁判所詰, 明治17年12月甲府始審裁判所詰, 明治18年1月予審掛（以上, 明治20年「官吏進退」14・司法省4・国立公文書館), 明治20年7月甲府始審裁判所判事（「官報」明治20・7・7, 明治20・7・18), 明治23年7月第3期甲府重罪裁判予備陪席（「官報」明治23・7・14), 明治23年10月甲府区裁判所監督判事（「官報」明治23・11・24), 明治26年12月甲府地方裁判所判事（「官報」明治26・12・27), 明治27年3月甲府地方裁判所・予審掛（「官報」明治27・3・8), 明治28年1月甲府地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治28・1・4), 明治28年4月赤間関区裁判所判事・予審掛（「官報」明治28・4・20), 明治29年1月赤間関区裁判所判事・予審掛（「官報」明治29・1・4), 明治30年1月赤間関区裁判所判事・予審掛（「官報」明治30・1・4), 明治30年4月三次区裁判所監督判事（「官報」明治30・4・12), 明治31年11月退職（「官報」明治31・11・2), 明治31年12月弁護士登録・広島（「中国新聞」「芸備日日」明治31・12・11), 明治42年6月8日死亡（「官報」明治42・6・21), 明治42年6月12日登録取消・死亡（「官報」明治42・6・23)

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

「片々たる評伝」堀江三正氏は、昨四十一年十二月末本市袋町の事務所を閉ぢて、平本弁護士方に移し、家族を携へて東上せり、個は氏及び令息の病氣静療の爲めなりと云ふ（「中国法律新報」明治42・1・25）。

当弁護士会員堀江三正氏は、昨四十一年十二月東都に移り病氣療養中の処、薬石効なく、本月（注、明治42年6月）八日溘焉として永き眠りに就けり、哀哉（「中国法律新報」明治42・6・25）。

明治32年

57 河野通信「事務所」三次町991番邸（「名簿」明治32年）

天保14年正月生、兵庫・士族、明治3年10月赤穂県少属、明治5年正月14日免本官、明治5年正月17日飾磨県14等出仕・庶務課専務、明治5年正月23日聴訟課専務、明治5年3月庶務課専務、明治5年5月聴訟課専務、明治5年8月任史生、明治6年2月断獄掛、明治6年7月任権少属、明治7年10月任少属、明治9年8月飾磨県被廢、明治9年9月12等出仕・民事課専務・姫路支庁詰・司法省、明治9年10月13等出仕・神戸裁判所姫路支部詰、明治9年12月兵庫県出頭・神戸裁判所、明治9年12月5等警部、明治10年2月任8等警部、明治11年2月7等警部、明治13年5月6等警部、明治14年3月兼検事補・司法省・神戸裁判所詰、明治14年4月専任検事補、明治14年9月姫路支庁詰、明治14年12月姫路始審裁判所詰、明治16年5月帯勲者を予審請求した過失により譴責、明治17年8月洲本支庁詰、明治19年1月山口始審裁判所詰（以上、明治20年「官吏進退」12・司法省2・国立公文書館）、明治20年6月山口始審裁判所検事（「官報」明治20・6・29、明治20・7・1）、明治23年10月山口地方裁判所兼山口区裁判所検事（「官報」明治23・11・26）、明治25年5月広島区裁判所兼広島地方裁判所検事（「官報」明治25・6・1）、明治25年10月罰俸刑の執行指揮を誤り8日間過役年俸月割額10分1（「官報」明治25・10・18）、明治26年1月尾道区裁判所検事（「官報」明治26・1・26）、明治26年9月三次区裁判所検事（「官報」明治26・9・20）、明治31年12月退職（「官報」明治31・12・10）、明治32年1月弁護士登録・広島（「官報」明治32・

1・19), 明治33年5月依願免本官(「官報」明治33・5・31), 明治33年6月登録取消(「官報」明治33・7・9), 明治34年12月弁護士登録・大阪(「官報」明治34・12・11), 明治35年4月登録取消(「官報」明治35・4・17), 明治35年4月公証人・神戸(「官報」明治35・4・25), 明治44年4月18日死亡(「官報」明治44・4・28)

58 木元園次「事務所」広島市大手町6丁目御坊前東土手筋(「芸備日日」明治32・2・16), 広島市袋町210番次1番邸(「名簿」明治32年), 広島市堀川町34番邸(「芸備日日」明治34・6・2, 「名簿」明治35年~37年)

広島佐伯郡上水内村・平民(「官報」明治31・12・16), 明治30年7月日本法律学校卒業(「日本大学校友会会員名簿」大正8年・351頁), 明治31年7月明治大学卒業(「明治大学一覽」昭和12年・14頁), 明治31年12月弁護士試験及第(「官報」明治31・12・16), 明治32年2月弁護士登録・広島(「官報」明治32・2・13), 明治38年6月14日死亡(「中国新聞」明治38・6・15, 「芸備日日」明治38・6・16), 明治38年6月15日登録取消・死亡(「官報」明治38・6・21)

「片々たる評伝」本市堀川町卅四番地に居住する弁護士木元園次(本県佐伯郡上水内村出身)氏は、予て病氣中なりし処、薬石効を奏せず、遂に一昨十四日(注、明治38年6月14日)午前十時死去したり。右に付昨日午後四時自宅出棺西部なる向西館に於て、之が葬儀を執行したり。因みに同氏は、去ぬる三十一年七月東京明治大学を卒業し、同年十一月弁護士試験に及第すると共に直ちに帰県し、爾来今日まで本市に於て弁護士の職務に従事し居りしが、資性謹厚着実にして、将来有望の士なりしに、今此訃音に接す、寔に悼惜すべきなり(「芸備日日」明治38・6・16)。死去・葬儀広告には、友人として田上諸藏・井上房之助・不破熊男・庄野雄次の名前が見える(「中国新聞」明治38・6・15)。

59 三戸有治「事務所」広島市上流川町158番邸(「名簿」明治32年), 広島市三川町89番邸(「名簿」明治33年), 広島市三川町79番邸(「名簿」明治35年), 広島市中町86番邸(「名簿」明治36年), 広島市鉄砲屋町37番邸三戸有治・秋元儀助事務所(「芸備日日」明治39・3・23), 広島市三川町54番次1番邸(「名簿」明治40年), 広

358 (358)

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

島市中中町54番地米田權之助事務所 (「名簿」明治41年～42年)。

山口熊毛郡田布施村・士族 (「官報」明治31・12・16), 明治31年7月東京法学院卒業 (「法学新報」第88号・明治31年7月), 明治31年12月弁護士試験及第 (「官報」明治31・12・16), 明治32年2月弁護士登録・広島 (「官報」明治32・2・28), 明治37年12月広島弁護士会副会長当選・辞退 (「芸備日日」明治37・12・26), 明治43年6月4日自殺死亡 (「芸備日日」明治43・6・8), 明治43年7月19日登録取消・死亡 (「官報」明治43・7・27)

「片々たる評伝」山口県熊毛郡田布施村士族にて、本市にて弁護士たりし三戸有治氏 (四三才) は、予て精神に異常あるより、妻モ、ヨ (三六才) 及び嬰兒を連れて東京に出で、精神病院にて治療を受けんと、(注、明治43年6月) 三日郷里を出で神戸に宿泊し、四日午後三時神戸発にて東上の途次、列車が淀川橋鉄橋に差かゝる折柄、有治氏は突然身を起して窓口に半身を乗出すよと見るまに、咄嗟といふ間もあらせず、陶然と淀川の深みへ飛込たるも、列車は猛然に進行する折からとて、妻女は身をもがきて救助を呼ぶも、轟々たる轍の響きに消されて、汽車は其儘梅田に着し、モ、ヨは泣く泣く嬰兒を小脇に曾根崎署に届出で、同署は更に水上署へ急報して、森井部長指揮の下に三十名の捜索隊は、投身の場所及び其の川下一円を捜索し居るも、今に行方不明なる由 (「芸備日日」明治43・6・8)。

60 黒澤太郎「事務所」福山町字東町13番邸納富方 (「名簿」明治32年), 福山町字東町471番邸 (「名簿」明治33年), 福山町字西町乙103番地 (「名簿」明治39年)

安政6年9月生、長崎・士族 (以上、明治20年「官吏進退」18・司法省8・国立公文書館)→北海道 (「官報」明治26・6・7)→東京 (「官報」明治32・8・1), 明治15年1月司法省裁判所書記・広島始審裁判所詰, 明治16年4月尾道支庁詰・判事補, 明治17年8月予審掛, 明治18年3月松江始審裁判所詰, 明治18年4月予審掛, 明治19年1月浜田支庁詰, 明治19年2月兼浜田治安裁判所詰, 明治20年1月解兼務浜田治安裁判所詰 (以上、明治20年「官吏進退」18・司法省8・国立公文書館), 明治20年12月今市治安裁判所検事 (「官報」明治20・12・28, 明治21・1・16), 明治22年5月増毛治安裁判所検事 (「官報」

明治22・5・4), 明治23年10月根室地方裁判所判事(「官報」明治23・11・11, 明治23・11・24), 明治23年11月根室地方裁判所判事・予審掛(「官報」明治23・11・12), 明治25年1月根室地方裁判所判事・予審掛(「官報」明治25・1・7), 明治26年3月札幌地方裁判所判事(「官報」明治26・3・21), 明治26年4月依願免本官(「官報」明治26・4・18), 明治26年5月弁護士登録・根室(「官報」明治26・6・7), 明治28年12月登録取消(「官報」明治28・12・28), 明治28年12月新潟地方裁判所判事(「官報」明治28・12・4~5), 明治29年5月台湾総督府判官・台北地方法院判官(「官報」明治29・5・14~15), 明治29年10月増毛区裁判所判事(「官報」明治29・10・30), 明治30年6月八戸区裁判所判事(「官報」明治30・7・1), 明治30年12月依願免本官(「官報」明治30・12・17), …明治32年1月公証人・釧路(「官報」明治32・1・18), 明治32年5月辞職・公証人(「官報」明治32・5・6), 明治32年7月弁護士登録・広島(「官報」明治32・8・1), 明治42年3月登録取消(「官報」明治42・3・25), 明治42年3月稚内区裁判所検事(「官報」明治42・3・4~5), 明治44年5月増毛区裁判所検事(「官報」明治44・5・3), 大正2年5月退職(「官報」大正2・5・21), 大正2年8月公証人・札幌(「官報」大正2・8・8), 大正6年10月公証人・室蘭(「官報」大正6・11・1), 大正7年11月16日死亡(「官報」大正7・11・26)

61 富島暢夫「事務所」広島市堀川町34番邸(「名簿」明治33年), 広島市下流川町67番次2番邸(「名簿」明治35年), 「電話」557(「名簿」明治37年), 広島市三川町15(「名簿」大正8年~18年), 「電話」中0557(「名簿」昭和14年~昭和18年)

文久2年11月3日生(「衆議院議員名簿」第42回帝国議会・大正6年), 広島安芸郡莊山田村・平民(「官報」明治23・7・11), 明治23年7月帝国大学法科大学卒業(「官報」明治23・7・11), 明治23年8月判事試補・大阪始審裁判所詰(「官報」明治23・8・7, 明治23・8・22), 明治23年10月浜田区裁判所兼松江地方裁判所判事(「官報」明治23・11・25), 明治24年1月浜田区裁判所判事・予審掛(「官報」明治24・1・4), 明治24年4月松江地方裁判所判事(「官報」明治24・4・14), 明治26年10月横浜地方裁判所判事(「官報」明治26・

増田：戦前期広島弁護士名簿 (3)

10・25), 明治27年4月依願免本官(「官報」明治27・4・14), 明治27年4月弁護士登録・横浜(「官報」明治27・5・4), 明治32年6月登録換・神戸(「官報」明治32・6・24), 明治32年9月登録換・広島(「官報」明治32・10・7), 明治35年8月衆議院議員当選政友会・又新会・維新会・新政会・5回当選(「衆議院議員名鑑」平成2年), 明治44年4月広島弁護士会長(「芸備日日」明治44・5・1), 大正2年6月広島市会議員・議長(「概観広島市議会史」昭和51年), 大正6年4月広島弁護士会長(「芸備日日」大正6・4・2), 大正15年7月広島弁護士会長(「名簿」大正15年, 「中国新聞」大正15・11・7), 昭和10年4月広島弁護士会長(「芸備日日」昭和10・4・3), 昭和20年8月6日原爆被爆死亡(「広島弁護士会史」昭和61年), 昭和21年6月29日登録取消・死亡(「官報」昭和21・8・13)

「片々たる評伝」君は呉市の産、帝大法科を出で、各地の裁判所に務めたが、元来豪快の気質、どうもせゝこましき環境と一致せぬものあって官を退き、民間弁護士となって今日に至ったもの、…自己を枉げることの出来ない性格故、自由の境地に身を置くの得策なるを感じたのであろう。六十を過ぎても昔の倂を留めて眉目秀麗、福々しき風姿を今尚侍し、接する者をして春風駘蕩の感あらしむ(「広島県人物評伝」大正6年)。

「文献」『新選代議士列伝』(金港堂書籍・1902年・12月・247頁), 『新選衆議院議員列伝』(日本現今人名辞典発行所・1903年5月・59頁), 『大日本人物誌』(八紘社・1913年5月・と19頁), 「広島商工興信録」大正3年・68頁, 『衆議院要覧』下巻(衆議院事務局・1917年12月・165頁), 「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市44頁, 「人事興信録」第5版, 大正7年・と50頁, 「社内改革を叫ぶ 監査役富島暢夫氏」(「芸備日日」大正12・3・31), 「罵合ふ所謂紳士と紳士(松浦泰次郎・富島暢夫)」(「芸備日日」大正12・8・11), 「広島県人物評伝」大正12年・87頁, 「老廷丁の見た広島弁護士(5) 目糞鼻糞代議士・輝然たる重役章に修まった 富島暢夫君」(「芸備日日」大正13・4・7), 「広島県紳士録」昭和8年・13頁, 「新日本人物大観」広島県版・昭和34年・25頁, 「新修広島市史」第7巻・昭和35年・554頁, 「原爆死亡会員を偲ぶ」(「会報」第19号・昭和50年・19頁), 「被爆死没会員」(「広島弁護士会史」昭

和61年・22頁),「先進(物故)会員を偲ぶ」(「広島弁護士会史」昭和61年・508頁),
「衆議院議員名鑑」平成2年・430頁

明治33年

62 脇屋營一「事務所」広島市新川場町130番次2番邸脇屋雄六・脇屋營一共同事務所(「名簿」明治33年,「芸備日日」明治33・3・3),尾道市久保町108番邸(「名簿」明治35年)

明治8年11月3日生(「法曹界人物事典」I),東京・士族(「官報」明治32・12・13),明治31年7月明治法律学校卒業(「法曹界人物事典」I),明治32年12月弁護士試験及第(「官報」明治32・12・13),明治33年2月弁護士登録・広島(「官報」明治33・3・6),明治36年4月登録取消(「官報」明治36・4・24),明治36年3月宇和島区裁判所判事(「官報」明治36・3・16),明治36年10月松山区裁判所判事(「官報」明治36・10・14),明治39年11月鳥取地方裁判所判事(「官報」明治39・11・17),明治40年1月鳥取地方裁判所判事・予審掛(「官報」明治40・1・4),明治41年1月鳥取地方裁判所判事・予審掛(「官報」明治41・1・4),明治42年1月鳥取地方裁判所判事・予審掛(「官報」明治42・1・4),明治43年1月鳥取地方裁判所判事・予審掛(「官報」明治43・1・4),明治44年1月鳥取地方裁判所判事・予審掛(「官報」明治44・1・4),大正2年5月鳥取区裁判所判事(「官報」大正2・5・30),大正2年10月兼鳥取地方裁判所判事(「官報」大正2・10・4),大正2年10月山口地方裁判所判事(「官報」大正2・11・1),大正6年9月山口地方裁判所判事・予審掛(「官報」大正6・9・4),大正7年7月広島地方裁判所判事・予審掛(「官報」大正7・7・2),大正10年4月浜松区裁判所判事・予審掛(「官報」大正10・4・8),…大正11年7月現在・浜松区裁判所兼静岡地方裁判所浜松支部判事(「職員録」大正11年),大正15年7月木更津区裁判所監督判事兼千葉地方裁判所木更津支部長(「官報」大正15・8・2),昭和2年3月4日死亡(「官報」昭和2・3・16)

「片々たる評伝」「今年の夏は 広島地方裁判所判事脇屋營一氏」山口の

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

夏は非常に涼しく、夜蒸暑くて寝られないと云ふ様な事は、一夏中で一晩位です。御存じの様に、山口は長門の山へ這入る入口で夜が特に涼しい。彼処は現今でも、人の気分が暢び暢びして居て、表の格子を開放って昼寝をするのを自慢して居る位ですから、夏を過すには好適地です。生活が容易だと云ふが、実際は家賃と魚と割木が安い位で、他は広島と違ひはなく、野菜などは広島が安いとの事です。山口は物静かな町ですが、犯罪には戦慄せしむる凶悪獐猛な事件が多いです。山口の恸うした夏から、此処に移って来たのですから、今年の夏は蠅と蚊に攻められ乍ら家で暮します。旅行はしませぬ、避暑地には成金風が吹いて居て、我々は行灯部屋にでも入れられますからハ、ハ、ハ、ハ、(「芸備日日」大正7・8・1)。

「文献」「法曹界人物事典」I・540頁、II・427頁

63 篠原資 (資=タスク)「事務所」愛媛県北宇和郡丸穂村734番戸(「名簿」明治32年)、広島市小町10番次1番邸(「名簿」明治35年)、「電話」455(「名簿」明治37年)、広島市小町10番次1篠原資・篠原迪共同事務所(「芸備日日」明治38・9・19)、呉市中通2丁目「電話」255(「名簿」大正元年)、広島市小町10番次1番邸「電話」455(「名簿」大正7年)

愛媛・平民(「帝国代言人姓名録」明治20年)、…明治8年9月15等出仕・白川県(「官員履歴」熊本県史料7冊・明治8年・国立公文書館)、明治9年10月・探偵係・熊本県(「官員履歴」熊本県史料11冊・明治9年・国立公文書館)、明治9年11月15等出仕・司法省(「公文録」220巻・明治9年・国立公文書館)…、明治15年7月代言人・松山免許(「帝国代言人姓名録」明治20年)、明治26年5月弁護士登録・松山(「官報」明治26・6・6)、明治33年5月登録換・広島(「官報」明治33・5・31)、大正9年11月登録取消(「官報」大正9・11・17)、大正9年11月公証人・広島(「官報」大正9・11・19)、大正10年2月13日死亡(「官報」大正10・2・19)

「片々たる評伝」篠原資は、篠原迪の父である(「芸備日日」明治38・9・19)。明治38年9月、資・迪父子は、広島市小町10番次1に共同事務所を設けた(「芸備日日」明治38・9・19)。しかし、迪は父より早く、大正7年11月

6日死亡した（「中国新聞」大正7・11・8）。

64 多久間信衛「事務所」尾道市久保町65番邸（「名簿」明治35年）、「電話」136（「名簿」明治41年～大正6年）。（注）大正7年「名簿」以降には、記載されていない。

弘化4年11月生、兵庫・士族、明治9年7月等外3等・司法省出仕、明治10年9月依願出仕差免、明治11年1月横浜裁判所雇、明治11年11月等外1等・司法省出仕、明治12年6月任裁判所10等属・司法省、明治14年5月譴責禁刑ノ日誤テ死刑宣告、明治14年12月王子治安裁判所詰、明治15年7月判事補、明治15年8月横浜始審裁判所詰、明治17年1月小田原治安裁判所詰、明治17年8月横浜治安裁判所詰（以上、明治20年「官吏進退」14・司法省4・国立公文書館）、明治20年7月横浜始審裁判所八王子支庁判事（「官報」明治20・7・18）、明治23年10月赤間関区裁判所兼山口地方裁判所判事（「官報」明治23・11・24）、明治26年6月広島区裁判所監督判事（「官報」明治26・6・6）、明治26年11月尾道区裁判所監督判事（「官報」明治26・11・24）、明治33年2月広島控訴院判事・退職（「官報」明治33・2・6～7）、明治33年9月依願免本官（「官報」明治33・9・26）、明治33年11月弁護士登録・広島（「官報」明治33・12・7）、大正9年2月27日登録取消・死亡（「官報」大正9・3・3）

「片々たる評伝」「会長選挙大紛擾のとばっちり」大正4年3月31日、広島弁護士会定期総会は、会長以下の役員選挙及び大正4年度予算について討議の予定であったが、大正3年役員選挙以来の中老派と少壮派との紛擾は益々猛烈となり流会となった。同年4月4日定時総会の継続会が開かれたが、尾道の多久間信衛を会長に選出し、その他の案件は全部次回に譲り閉会した。しかし、「名簿」（大正4年7月現在）では、広島弁護士会の会長は、前年の横山金太郎のまゝとなっているところから、多久間は会長を辞退したと思われる。やっと、同年10月31日、役員選挙会を開き、正副会長、常議員の選挙が行われ、中老派は香川秀作、少壮派は新開辰市を会長に推し、29人出席して選挙の結果、1票差で新開が当選し、副会長は佐藤五三を選んだ（「芸備日日」大正4・4・6、「日本弁護士協会録事」大正4・4・28、

「法律新聞」大正4・11・5)。

「文献」 「広島弁護士会沿革誌」大正編・平成22年・193頁・195頁

明治35年

65 庄野雄次「事務所」広島市中町76番邸 (「名簿」明治36年), 広島市小町10番邸藤田若水事務所 (「名簿」明治41年), 釜山西町1丁目41番戸「電話」496 (「名簿」大正元年), 釜山府大庁町2丁目「電話」釜山496 (「名簿」大正5年～6年)

明治6年4月20日生 (「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正3年), 高知高岡郡斗賀村・平民 (「官報」明治34・11・16), 明治30年7月明治法律学校卒業 (「明治大学一覽」昭和12年・13頁), 明治34年11月判事検事登用試験及第 (「官報」明治34・11・16), 明治34年12月司法官試補・長崎区裁判所詰・検事代理 (「官報」明治34・12・10), 明治35年2月依願免・司法官試補 (「官報」明治35・2・14), 明治35年3月弁護士登録・広島 (「官報」明治35・3・20), 明治42年6月釜山弁護士会 (「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正3年), 明治43年1月～大正元年・慶尚南道密陽郡三浪津で農業経営 (「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正3年), 大正元年釜山地方法院所属弁護士 (「名簿」大正元年～大正6年), 大正7年2月12日登録広島取消・死亡 (「官報」大正7・2・18)

「片々たる評伝」庄野雄次氏は、本市中町にて弁護士の職を執り居りしが、此程家族と共に韓国三浪津に移住せり。爾来彼地に於て開墾に従事する筈なりと云ふ。吾人は氏の卓然たる壮挙を欽羨し、切に将来の成功を祈る、希くは加餐自愛せよ (「中国法律新報」明治40・11・25)。

庄野は、明治43年1月～大正元年は慶尚南道密陽郡三浪津で農業経営をしたが、大正元年からは弁護士を専営した (「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正3年)。

「文献」 「在朝鮮内地人紳士名鑑」 (朝鮮公論社・大正3年・524頁)

明治36年

66 香川秀作「事務所」広島市中町16番邸 (「名簿」明治36年), 「電話」広島823

(「名簿」明治41年～昭和11年), 広島市新川場町(「名簿」大正9年), 広島市鉄砲町128(「名簿」昭和8年～11年), 大連市桜町97「電話」2-9239(「名簿」昭和12年～14年)

明治5年4月18日生(「大衆人事録」昭和3年版), 広島松川町・士族(「官報」明治26・10・18), 明治25年7月東京法学院卒業(「法学新報」第16号・明治25年7月), 明治26年10月判事検事登用試験及第(「官報」明治26・10・19), 明治26年10月司法官試補・熊本区裁判所詰(「官報」明治26・10・30), 明治28年9月飯塚区裁判所詰(「官報」明治28・9・12), 明治29年5月飯塚区裁判所検事(「官報」明治29・5・14), 明治30年3月福岡地方裁判所検事(「官報」明治30・3・31), 明治31年1月台湾総督府判官・鳳山地方法院判官(「官報」明治31・1・31, 明治31・2・26), 明治31年7月台中地方法院判官(「官報」明治31・8・8), 明治31年11月兼台湾総督府臨時法院判官(「官報」明治31・11・24), 明治31年12月解兼官(「官報」明治31・12・23), 明治32年8月鹿兒島区裁判所判事(「官報」明治32・8・5, 明治32・8・7), 明治32年10月兼鹿兒島地方裁判所判事(「官報」明治32・10・12), 明治33年2月竹田区裁判所検事(「官報」明治33・2・3, 明治33・2・5), 明治33年2月大分区裁判所検事(「官報」明治33・2・19), 明治33年3月兼大分地方裁判所検事(「官報」明治33・3・3), 明治34年1月宮崎地方裁判所検事(「官報」明治34・1・12), 明治36年2月退職(「官報」明治36・2・6), 明治36年2月弁護士登録・広島(「官報」明治36・3・23), 明治43年1月広島弁護士会副会長(「芸備日日」明治42・12・29), 大正3年4月広島弁護士会長派閥紛擾のため6月20日横山金太郎会長選出(「芸備日日」大正3・5・2, 「中国新聞」大正3・5・4, 「中国新聞」大正3・6・21, 「芸備日日」大正3・6・22), 大正5年4月広島弁護士会長(「芸備日日」大正5・3・31), 大正14年6月広島市議員(「概観広島市議会史」昭和51年), 昭和2年4月広島弁護士会長(「中国新聞」昭和2・4・1), 昭和9年4月広島弁護士会長(「法曹公論」昭和9年7月号), 昭和12年1月弁護士登録・関東地方法院(「官報」昭和12・2・18), 昭和12年6月登録取消・広島(「官報」昭和12・8・10), 昭和14年7月登録取消・関

東地方法院（「官報」昭和14・8・11）、昭和23年12月弁護士登録・広島（「官報」昭和24・1・20）、昭和24年8月29日登録取消（「官報」昭和24・10・4）

（注）大正3年の役員選挙の紛擾については、「広島弁護士会沿革誌」大正編・平成19年・188頁～190頁・238頁を参照されたい。

「片々たる評伝」「老廷丁の見た広島弁護士（8）放胆細心の典型・情熱に燃ゆる一面を有する香川秀作君」よく云へば細心放胆の典型、実は太ッ腹のやうに見える癖に小心者で、ソシて何事にも一言なかるべからずの弁護士こそ、香川秀作君である。一下唇の下のところ、少しばかり殊更にのこしてゐる髯は、何よりもよく彼の性格を物語って居る。「天気が悪いから雨が降る」と、吾れ吾れ有象無象なら云ふところが、彼は必ず「雨が降るから、天気が悪いのだ」とあべこべにくる。若彼れに、賛成を求めねばならぬやうなことがありとするならば、其のときは始めから逆に出なければならぬ。さすれば、何も御存じなき彼れは、例の如く、「一言なかるべからず」の持病をだすので、見ン事計画の罨に引懸かる。そこは、同君が正直者である一面だ。

自動車がガスリンを欲するのと同様、彼れはまたアルコールを欲求する。昼間から五臓六腑にしみ渡らせて居る時があるらしく、熟柿臭を景気よく吐いてゐることがある。一臭と云って思ひ出したが、彼れはこの熟柿臭のほかにも一つ化石臭といふ、臭にしては妙な臭があることだ。彼れ永年司法官をやつて居たので、ドコか法官的に固まった化石臭らしいものがある。同じ臭にしても、香水の臭や花の臭は、おのずと鼻をうごめかすが、此の化石臭なんてものは余り有難いものではない。だが併しだ、—「一言なかるべからず病」もすでに慢性に嵩じてゐる彼れは、例の静子殺しの山本榮太郎が（強姦致傷、殺人、死体遺棄、強盗強姦未遂）といふべら棒に長い罪名で起訴されるや、「かゝる重大事件を官選弁護では」と、早速持病の一言を發して、氣持よく自分から買って出た。鏝錢一厘もらはず、一審から控訴審まで約二箇年間（十数回）を快よく引き受けて、榮太郎をはじめ同人の女房のコミツ等から生神様やうに思はれてゐるのは偉い。不幸にして其の効は

少しも酬いられず、無期懲役といふ死刑に次ぐ極刑に処されてしまったが、情熱に燃ゆる一面を有する同君にして見ると、極度の遺憾を感じて居るだらう。

吾々廷丁と雖も、矢ッ張赤い血の通った人間だ、ヤレ化石臭とか、ヤレ何々病など、悪いところばかりを眼につくものではない。こんな美しい匂ひもちゃんと知って居る。人情といふものが、吉野紙のやうに薄ッぺらになった今日、此の人の爪の垢でも煎じて吞ませたいやうなものが沢山居る現代に、同君の如きは得難い人なんだ。如何にも始めをくさして、後で賞上げる様だが、同君の舌法から云ふと、之が所謂通手で一番ふさわしい様だ。若しくさされてムツときても、相手はコンマ以下の廷丁だから、と大きくなって殊更に豪傑笑ひを見せる事は疑ひも無い（「芸日」大正13・4・11）。

「文献」「弁護士之舌・何を語る（12）預金者の対銀行観念と…誤れる銀行の貸出し方針 香川秀作氏談」（「芸備日日」大正5・10・7）、「広島市百二十傑伝」大正10年・85頁、「老廷丁の見た広島 of 弁護士（8）放胆細心の典型・情熱に燃ゆる一面を有する香川秀作君」（「芸日」大正13・4・11）、「市議選に勝ったその家庭と選挙挿話 旧友知己の縁故を辿り四千枚の依頼状・別名一言なかるべからず居士 一級当選者香川秀作君」（「芸備日日」大正14・6・6）、「大衆人事録」昭和3年版・昭和2年・カ27頁、「中央大学史」昭和2年・487頁、「人事興信録」第5版・大正7年・カ28頁、「人事興信録」第9版・昭和6年・カ30頁、香川秀作・編『修道中学校史』（香川秀作・1931年7月）、「広島県紳士録」昭和8年・23頁、「大衆人事録」第11版・昭和10年・カ30頁

67 横山勝太郎「事務所」広島市小町33番邸横山金太郎事務所（「名簿」明治36年）、広島市袋町210番邸（「名簿」明治37年）、東京市芝区桜田久保町（「名簿」明治38年）、麴町区1番町27番地（「名簿」明治40年）、「電話」番町2304（「名簿」明治42年）、芝区西久保神谷町33番地「電話」芝3203（「名簿」大正元年）、「電話」高輪4874（「名簿」大正13年）、「電話」青山6911（「名簿」大正14年）、「電話」芝557（「名簿」昭和2年）

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

明治10年11月15日生 (「衆議院議員名簿」第39回帝國議會・大正6年), 広島比婆郡東城町・平民 (「官報」明治35・11・13), 明治33年7月日本法律学校卒業 (「日本大学校友会會員名簿」大正8年・354頁), 明治35年11月判事検事登用試験及第 (「官報」明治35・11・13), 明治35年12月弁護士試験及第 (「官報」明治35・12・6), 明治35年12月司法官試補・山口地方裁判所並山口区裁判所詰 (「官報」明治35・12・2), 明治35年12月山口区裁判所検事代理 (「官報」明治35・12・27), 明治36年3月依願免・司法官試補 (「官報」明治36・3・9), 明治36年4月弁護士登録・広島 (「官報」明治36・4・14), 明治37年12月登録換・東京 (「官報」明治37・12・29), 大正6年4月衆議院議員憲政会・民政党・5回当選, 大正15年4月東京弁護士会長 (「東京弁護士会百年史」昭和55年), 昭和4年7月登録取消 (「官報」昭和4・7・13), 昭和4年7月商工政務次官 (「衆議院議員名鑑」平成2年), 昭和6年4月弁護士登録・東京 (「官報」昭和6・5・16), 昭和6年5月12日死亡 (「法律新報」昭和6・5・15), 昭和6年5月14日登録取消・死亡 (「官報」昭和6・9・1)

「片々たる評伝」横山勝太郎は, 従兄の弁護士横山金太郎 (憲政会) と共に, 第45議會 (大正10年12月26日~大正11年3月25日) および第46議會 (大正11年12月27日~大正12年3月26日) において, 陪審法案委員会委員として法案審議に当たり, 成立に尽力した。

そして, 昭和3年11月大日本陪審協会を創立し, 会長となって, 陪審員候補者を会員として, その教養指導に努め陪審法運用に貢献した (「陪審手引」昭和6年・83頁)。

「積護憲院勝道居士」碑文 (前略)…大正十五年…是歳憲政会総裁加藤高明氏の下に政務調査会長となり又幹事長となる続いて総裁若槻禮次郎氏の下に再び幹事長となり又総務となる昭和四年七月組閣の大命立憲民政党総裁濱口雄幸氏の下に降下するや任に商工政務次官に就き正五位に叙せられ濱口氏の辞任と共に桂冠す後幾何もなくして病を得て…卒す享年五十五訃天聴に達し生前の功により特に勳三等を賜はる氏は資性剛直淳潔古武士の風あり豪邁果敢にして謙讓無私私身を侍するや嚴也他を待つや寛而非違

苟も之を許さず常に孤弱の救拯を以て自任す恪勤精勵能く信を他に得るの厚き良に以てあるなり亦以て世人の範たるに足らん乃ち書して後昆に伝ふ
昭和六年六月二十八日 東京帝国大学教授兼東北帝国大学教授 文学博士 宇井伯壽撰（『現代弁護士大観』第1巻・昭和7年）。

「文献」岩本磐門・山根眞治郎編『菊あはせ』上巻（無射会・1907年12月・14頁），「広島県百人物評論」大正4年・143頁，浅田好三編『日本弁護士総覧』第1巻（東京法曹会・1915年8月・44丁），弥生山人「東京で成功せる百県人 代議士弁護士横山勝太郎君」（『芸備日日』大正10・6・11），「芝ッ子の代表 東京府第3区 横山勝太郎」（『新代議士名鑑』大正13年・4頁），「大衆人事録」第3版・昭和5年・ヨ10頁，「人事興信録」第9版・昭和6年・ヨ15頁，「横山勝太郎氏逝去」（『法律新報』昭和6・5・25・8頁），黒澤松太郎「噫，横山勝太郎君（護憲院釈勝道居士）」（『法律新報』昭和6・5・25・31頁），中沖壽「横山勝太郎君」（『芸備の人材』，東邦評論社・1931年7月・後41頁），黒澤松次郎「故横山勝太郎君」（『現代弁護士大観』第1巻，丸万商店・1932年12月・付録20頁），手島益雄「広島県先賢伝」昭和18年・40頁，「新日本人物大観」広島県版・昭和34年・40頁，桑名邦雄「横山勝太郎」（『法曹百年史』，法曹公論社・1969年10月），「衆議院議員名鑑」平成2年・702頁

68 前田米藏「事務所」広島市大手町5丁目19番邸松井繁太郎事務所（『名簿』明治36年・37年），東京市京橋区山下町14番地・横田千之助事務所「電話」新橋1306（『名簿』明治39年），京橋区山下町14番地「電話」新橋3809（『名簿』明治40年），…「名簿」明治40年～大正元年・8年～14年は，横田千之助（大正14年2月4日死亡）事務所の登録なし…，「電話」新橋380（『名簿』大正元年），京橋区山下町14番地横田千之助・前田米藏事務所「電話」新橋380・新橋2340（『名簿』大正2年～大正7年），「電話」銀座1450・銀座700（『名簿』大正9年），麴町区八重洲町1ノ1「電話」青山5454（『名簿』大正13年），「電話」牛込4868（『名簿』大正14年）「電話」牛込4710（『名簿』大正15年），麴町区丸ノ内2ノ8「電話」丸ノ内1910（『名簿』昭和5年），麴町区丸ノ内1東京海上ビル新館4階「電話」丸ノ内1910（『名簿』昭和6年・8年～9年）

明治15年2月17日生（『衆議院議員名簿』第39回帝国議会・大正6年），和歌
370 (370)

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

山・平民（「官報」明治35・11・13），明治35年7月東京法学院卒業（「衆議院議員名鑑」平成2年），明治35年11月判事検事登用試験及第（「官報」明治35・11・13），明治35年12月弁護士試験及第（「官報」明治35・12・6），明治35年12月司法官試補・広島地方裁判所並広島区裁判所詰（「官報」明治35・12・2），明治36年3月依願免・司法官試補（「官報」明治36・3・16），明治36年4月弁護士登録・広島（「官報」明治36・4・14），明治39年8月現在東京弁護士会客員・「事務所」京橋区山下町14番地横田千之助事務所（「名簿」明治39年），明治40年5月登録換・東京（「官報」明治40・6・3），大正6年4月衆議院議員政友会・9回当選（「衆議院議員名鑑」平成2年），大正12年5月第1東京弁護士会員（「われらの弁護士会」昭和46年），昭和2年4月登録取消（「官報」昭和2・5・2），昭和2年4月法制局長官（「前田米藏伝」昭和36年・627頁），昭和4年7月弁護士登録・第1東京（「官報」昭和4・8・26），昭和6年12月登録取消（「官報」昭和7・1・13），昭和6年12月商工大臣（「前田米藏伝」昭和36年・630頁），昭和7年6月弁護士登録・第1東京（「官報」昭和7・7・22），昭和11年3月登録取消（「官報」昭和11・3・16），昭和11年3月鉄道大臣（「前田米藏伝」昭和36年・631頁），昭和19年7月運輸通信大臣（「前田米藏伝」昭和36年・633頁），昭和27年10月衆議院議員自由党（「衆議院議員名鑑」平成2年），昭和29年3月18日死亡（「衆議院議員名鑑」平成2年）

「片々たる評伝」前田は、「前田米藏伝」では東京で弁護士を開業したという（「前田米藏伝」昭和36年・625頁）。しかし，前田は明治36年4月広島で弁護士登録をして広島で開業した（「官報」明治36・4・14）。そして，「前田米藏伝」では「横田・前田事務所」を持ったというが，公式の共同法律事務所の期間は，明治39年，大正2年～大正7年と短い。

「文献」中央大学史」昭和2年・702頁，「人事興信録」第9版・昭和6年・マ24頁，「大衆人事録」第14版・東京篇・昭和17年・901頁，有竹修二『前田米藏伝』（前田米藏伝刊行会・1961年12月），「前田米藏」（『法曹百年史』，法曹公論社・1969年10月），「衆議院議員名鑑」平成2年・584頁，古川隆久「犬養政友会総裁期の前田米藏」（『研究紀要』日本大学文理学部人文科学研究所・2013年），古川隆久「田中義一内閣期の

前田米藏』（『史叢』88・2013年3月）、古川隆久「広田内閣期の前田米藏」（『桜文論叢』96・2018年2月）

69 松井繁太郎「事務所」広島市大手町5丁目19番邸（「名簿」明治36年）、「電話」416（岡崎仁三郎事務所）（「名簿」明治39年～明治42年）、広島市下中町18番地ノ4「電話」38（「名簿」明治43年～昭和18年）。「電話」中38（「名簿」昭和14年～18年）

明治13年9月24日生（「広島市百二十傑伝」大正10年）、大阪中河内郡堅下村・平民（「官報」明治35・11・13）、明治35年7月東京法学院卒業（「広島市百二十傑伝」大正10年）、明治35年11月判事検事登用試験及第（「官報」明治35・11・13）、明治35年12月司法官試補・福岡地方裁判所並福岡区裁判所詰（「官報」明治35・12・2）、明治36年3月依願免・司法官試補（「官報」明治36・3・19）、明治36年4月弁護士登録・広島（「官報」明治36・5・6）、明治41年1月広島弁護士会副会長（「中国新聞」明治40・12・22）、昭和3年4月広島弁護士会長（「芸備日日」昭和3・4・1）、昭和20年8月6日原爆被爆死亡（「広島弁護士会史」昭和61年）、昭和21年6月29日登録取消・死亡（「官報」昭和21・8・13）

「片々たる評伝」一代の粹人弁護士松井繁太郎氏、酒席で興に乗ずれば得意の浄瑠璃は「阿波の鳴門」の一曲さり、綺麗な声でほろりとさせます。一度び口を開けば文学を論じ、演芸を語り、美術に及び、ならび居る芸妓共の棚卸しに終ると云ふ…通な処のある松井氏、職業の弁護士では民事専門として広島での第一人者であります。…広島では当時羽振りを利用して居た岡崎仁三郎の処で、当分は所謂イソ弁をやり漸次存在を認められたのであります。民法商法は専攻されただけあって、明透な法理眼と生来の聡明さで、事件に対する態度が総ては合法的であったので、遂には先輩岡崎氏を凌ぐ名声を博するに到りました。

独立して小町から現在の下中町に移り、広島唯一の弁護士事務所らしい洋館建の二階に納まり、広島を中心にした銀行や会社騒ぎには必ず一方の闘士として松井氏の名を見む事はありません（「巨人新人」昭和3年）。

「文献」「弁護士の舌・何を語る（3）気分を音律に…僕の浄瑠璃観 松井繁太郎氏

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

談」(「芸備日日」大正5・9・28),「広島商工興信録」大正3年・132頁,「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市138頁,「今年の夏は 弁護士松井繁太郎氏」(「芸備日日」大正7・7・30),「陪審制度民法改修の研究(1) 電信柱へ判事の写真・陪審員を二弗で雇ふ米国 松井繁太郎氏談」(「芸備日日」大正8・12・5),「広島市百二十傑伝」大正10年・98頁,「広島県人物評伝」大正12年・558頁,「老廷丁の見た広島 of 弁護士(6) 大物許り食ふ・第一線の粋な花形 松井繁太郎君」(「芸備日日」大正13・4・9),「一日一人 義太漫談 松井繁太郎氏・弁護士特許弁理士, 素義の元老である」(「芸備日日」大正15・10・10),「巨人新人・民事の第一人者松井弁護士」(「中国新聞」大正15・7・29~30, 後に,「巨人新人」昭和3年・618頁に収録),「広島県紳士録」昭和8年・61頁,「大衆人事録」第14版・近畿四国中国九州篇・昭和18年・広島36頁,「人事興信録」第14版・昭和18年・マ58頁,「原爆死亡会員を偲ぶ」(「会報」第19号・昭和50年・19頁),「被爆死没会員」(「広島弁護士会史」昭和61年・22頁),「先進(物故)会員を偲ぶ」(「広島弁護士会史」昭和61年・524頁)

70 不破熊男(旧名, 熊雄)「事務所」広島市三川町9番地(「名簿」明治37年~大正2年),「電話」709(「名簿」明治40年~大正2年)

広島・平民(「官報」明治31・11・14), 明治31年11月判事検事登用試験及第(「官報」明治31・11・14), 明治31年12月司法官試補・高松区裁判所詰・検事代理(「官報」明治31・12・8~9), 明治32年1月丸亀区裁判所詰(「官報」明治32・1・12), 明治33年7月丸亀区裁判所検事(「官報」明治33・7・30~31), 明治34年5月丸亀区裁判所判事(「官報」明治34・5・8~9), 明治36年6月金沢区裁判所判事兼金沢地方裁判所判事(「官報」明治36・6・2), 明治36年8月依願免本官(「官報」明治36・8・24), 明治36年9月弁護士登録・広島(「官報」明治36・9・25), 明治40年9月広島県議員・2回当選(「広島県議会史」第2巻・昭和35年), 明治41年11月広島県会副議長(「広島県議会史」第6巻・昭和44年), 明治44年10月広島県参事会員(「広島県沿革誌」大正2年), 明治45年1月広島控訴院懲戒裁判判決弁護士トシテノ名誉懿徳ヲ傷ケル違反行為過料80円(「官報」明治45・2・19), 大正2年6月広島市会議員(「概観広島市議会史」昭和51年), 大正2年8月広島県議員・参事会員

辞任（「中国新聞」大正2・8・19），大正2年広島市会議員辞任（「広島市史」第4巻・昭和47年），大正2年11月登録取消（「官報」大正2・11・22）

「片々たる評伝」「不破熊男に対する偽証・偽証教唆・業務上横領被告事件の裁判経緯」大正2年6月逮捕（「芸備日日」大正2・6・12），大正2年7月入監後独房で書見の不破（「中国新聞」大正2・7・11），大正2年8月保釈・保証金300円（「芸備日日」大正2・8・12），大正2年8月予審終結決定（「芸備日日」大正2・8・20，「中国新聞」大正2・8・21，大正2・8・23，大正2・8・25，大正2・8・27），大正2年12月不破弁護士の公判（「芸備日日」「中国新聞」大正2・12・3，「中国新聞」大正2・12・6～7），大正2年12月広島地方裁判所判決・懲役1年6月（「芸備日日」大正2・12・13），不破事件控訴（「芸備日日」大正2・12・19），広島控訴院判決・控訴棄却（「芸備日日」大正4・6・20），大正4年6月大審院判決・原判決破棄移送大阪控訴院（「芸備日日」大正4・6・20），大阪控訴院公判（「法律新聞」大正5・3・18），大正5年5月大阪控訴院判決・原判決破棄懲役6月（「法律新聞」大正5・6・5）

不破が，広島県会議員・広島市会議員を辞任し，弁護士名簿登録を取消したのは，上記事件で逮捕・有罪となったことによる。

なお，不破と森保祐昌は，森保が東京弁護士会所属のまま広島弁護士会の客員になった頃，広島で合同事務所を持っていた。（注）明治43年10月森保祐昌弁護士広島開業・不破熊男弁護士と合同事務所（「芸備日日」明治43・10・5，明治43・10・7）・明治45年6月合同事務所解消（「芸備日日」明治45・6・1～2日）

「文献」「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・315頁，「広島弁護士会沿革誌」大正編・平成22年・337頁・345頁

71 小川夔三「事務所」尾道市久保町109番地（「名簿」明治37年），「電話」203（「名簿」大正元年），東京府北豊島郡高田村高田1500（「名簿」大正7年～昭和5年）

慶応3年12月28日生，新潟蒲原郡島塚村・平民（以上，「尾道履歴書」明治28年），明治27年7月帝国大学法科大学卒業（「官報」明治27・7・11），明治27

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

年9月弁護士登録・岡山（「官報」明治27・9・13），明治32年8月登録取消（「官報」明治32・9・5），明治32年7月浦和区裁判所判事（「官報」明治32・7・28～29），明治32年9月浦和地方法裁判所判事（「官報」明治32・9・11），明治33年3月熊谷区裁判所判事（「官報」明治33・3・19），明治33年11月兼浦和地方法裁判所判事（「官報」明治33・11・14），明治34年5月解本職専浦和地方法裁判所判事（「官報」昭和34・5・28），明治35年4月尾道区裁判所判事・予審掛（「官報」明治35・4・24），明治36年1月尾道区裁判所判事・予審掛（「官報」明治36・1・4），明治36年9月依願免本官（「官報」明治36・9・17），明治36年10月弁護士登録・広島（「官報」明治36・10・27），明治37年6月広島控訴院懲戒裁判判決紹介人名簿登載者から刑事事件受任過料50円・明治37年10月大審院判決・控訴棄却（「官報」明治37・11・9），明治40年6月尾道市会議員・2回当選（「尾道市議会100年史」資料編・平成10年），大正元年12月誣告教唆被疑拘引（「芸備日日」大正元・12・21），大正2年3月登録取消（「官報」大正2・3・7），大正2年8月25日広島地方法裁判所判決誣告業務上横領懲役1年，大正3年7月27日広島控訴院判決誣告懲役6月・業務上横領無罪，大正3年10月19日大審院判決・誣告上告棄却（以上，「判決謄本」広島地方検察庁所蔵），大正6年9月弁護士登録・東京（「官報」大正6・10・2），昭和5年8月19日登録取消・死亡（「官報」昭和5・9・9）

「片々たる評伝」尾道弁護士界の雄，言動快活にして，生气に富み意気横溢す，語調明晰にして，その意気と云ひ口気と云ひ，決して尋常ではない。…何事も円満々々で押し通し，意気地もなく御無理御尤で，所謂長いものに巻かれて平太張る事は，天賦の気骨が許さず，弁護士を開業して今日に及んだもので，弁舌軽妙，滑脱快活にして辣腕鋭鋒を包蔵するの観あるは，吾人をして転た此の感を深ふせしめて止まぬ。…居常甚だ謙讓にして極めて公共心に富んで居る，虚名に淡泊で金錢觀念殆どなきが如く，堅忍不拔能く事に堪ゆるの概あるも，稍潔癖癖に流るゝの嫌がある（「広島県人物評伝」大正12年）。

「文献」小川弁護士有罪 予審終結決定（「芸備日日」「中国新聞」大正2・2・

1), 「小川弁護士公判・第1審」(「芸備日日」大正2・3・1, 大正2・3・3, 大正2・8・12~14), 「小川弁護士判決懲役1年・広島地方裁判所判決」(「芸備日日」大正2・8・26), 「小川弁護士公判・控訴審」(「中国新聞」大正3・3・30~31日, 「芸備日日」大正3・3・31), 「小川弁護士判決懲役6月・業務上横領無罪・控訴審」(「中国新聞」「芸備日日」大正3・7・28), 「広島県人物評伝」大正12年・113頁, 「広島弁護士会沿革誌」明治編・平成21年・274頁・303頁, 「広島弁護士会沿革誌」大正編・平成22年・337頁・338頁

72 井上房之助(旧姓, 上田)「事務所」広島市西魚屋町99番屋敷(「名簿」明治37年), 「電話」295(「名簿」明治41年), 広島市中町(「名簿」大正9年)

明治元年1月15日生(「広島県紳士名鑑」大正6年), 兵庫出石郡資母村・平民(「官報」明治26・10・19), 明治23年7月明治法律学校卒業(「広島県紳士名鑑」大正6年), 明治26年10月判事検事登用試験及第(「官報」明治26・10・19), 明治26年10月司法官試補・大分区裁判所詰(「官報」明治26・10・30), 明治27年3月竹田区裁判所詰・検事代理(「官報」明治27・3・15), 明治28年9月佐伯区裁判所詰(「官報」明治28・9・19), 明治29年5月大分区裁判所予備判事(「官報」明治29・5・14), 明治29年6月尾道区裁判所判事(「官報」明治29・6・9), 明治31年11月広島地方裁判所判事(「官報」明治31・11・25), 明治36年9月西条区裁判所判事・予審掛(「官報」明治36・9・18), 明治36年10月退職(「官報」明治36・10・14), 明治36年10月弁護士登録・広島(「官報」明治36・11・9), 明治38年1月広島弁護士会副会長(「芸備日日」明治37・12・26), 大正11年1月5日死亡(「芸備日日」「中国新聞」大正11・1・6), 大正11年1月16日登録取消・死亡(「官報」大正11・1・23)

「片々たる評伝」広島市中町に法律事務所を設けてゐた弁護士正七位井上房之助氏は、昨年十月頃より病床に在り、一時快方に向つたけれども、薬石遂に効なく、昨五日午前九時逝去せるが、享年五十五、葬儀は明七日午後二時自宅出棺向西館に於て執行すると、氏の略歴は左の如し。兵庫県出石郡資母村出身…(中略)…弁護士となり今日に及び其間弁護士会副会長、同常議員に撰ばれ会務に尽せり(「芸備日日」大正11・1・6)。

増田：戦前期広島の弁護士名簿 (3)

「文献」「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市7頁

73 玉木次郎「事務所」広島市立町15番邸玉木市兵衛・玉木次郎共同事務所（「芸備日日」明治36・11・3），広島市尾道町71番次1番邸「電話」614（「名簿」明治42年），広島市三川町（「名簿」大正3年）

広島・平民（「官報」明治31・11・14），明治31年7月日本法律学校卒業（「日本大学校友会会員名簿」大正8年・352頁），明治31年11月判事検事登用試験及第（「官報」明治31・11・14），明治31年12月司法官試補・熊本区裁判所詰・検事代理（「官報」明治31・12・8～9），明治32年8月徳山区裁判所詰（「官報」明治32・8・19），明治33年5月山口区裁判所詰（「官報」明治33・6・1），明治33年7月山口区裁判所兼山口市地方裁判所検事（「官報」明治33・7・30～31），明治36年1月浜田区裁判所判事（「官報」明治36・1・10，明治36・1・12），明治36年9月依願免本官（「官報」明治36・9・17），明治36年10月弁護士登録・広島（「官報」明治36・11・5），明治45年4月～大正元年10月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治45・5・1），大正元年10月副会長辞任（「芸備日日」大正元・10・16），大正10年12月23日登録取消・死亡（「官報」大正10・12・29）。

「片々たる評伝」玉木次郎は，玉木市兵衛弁護士（大正元年8月15日死亡）の子である（「芸備日日」明治36・11・3，「中国新聞」大正元・8・16）。

74 藤田若水「事務所」大阪市北区老松町1丁目47番屋敷日野國明事務所（「名簿」明治35年），広島市小町36番地「電話」251（「名簿」明治37年），広島市小町33番地（「名簿」明治38年），広島市小町10番地（「名簿」明治41年），大阪市北区樋上町80（「名簿」大正9年），「電話」本2280（「名簿」大正10年），大阪市東区修道町4ノ10（「名簿」大正13年），大阪市西区鞆南通10丁目日清生命館4階「電話」土5590（「名簿」大正15年），広島市小町10番地「電話」広島251（「名簿」昭和3年～11年），東京市麹町区丸ノ内2丁目丸ビル633号室「電話」丸ノ内737（「名簿」昭和14年），東京市京橋区銀座西3ノ1建築会館4階西大洋漁業統制会社「電話」京橋6639（「名簿」昭和18年），広島市基町市営住宅第3号「電話」西346（「名簿」昭和25年）

明治9年12月11日生（「広島県紳士名鑑」大正6年），愛媛新居郡中荘村・平

民（「官報」明治34・3・13），明治31年7月東京専門学校行政科卒業（「衆議院議員名鑑」平成2年），明治33年12月弁護士試験及第（「官報」明治33・12・7），明治34年3月弁護士登録・大阪（「官報」明治34・3・13），明治36年12月登録換・広島（「官報」明治36・12・22），明治41年7月広島県会議員・5回当選（「広島県議会史」第2巻・昭和35年，3巻・昭和37年），明治43年6月広島市会議員（「概観広島市議会史」昭和51年），明治44年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治44・5・1），明治44年10月広島県参事会員（「広島県会沿革誌」大正2年），大正2年4月広島弁護士会長（「芸備日日」大正2・4・28），大正4年10月広島県会副議長（「広島県議会史」第6巻・昭和40年），大正6年2月大審院懲戒事件判決検事侮辱過料30円（大正5年7月7日・広島控訴院無罪の控訴審）（「官報」大正6・3・8），大正9年5月登録換・大阪（「官報」大正9・5・28），大正15年9月衆議院議員民政党・5回当選（「衆議院議員名鑑」平成2年），昭和2年11月登録換・広島（「官報」昭和2・11・26），昭和12年6月登録取消（「官報」昭和12・8・10），昭和12年6月司法参与官（「衆議院議員名鑑」平成2年），昭和14年3月弁護士登録・第1東京（「官報」昭和14・4・14），昭和14年12月登録取消（「官報」昭和15・1・30），昭和14年12月～昭和18年5月広島市長（「日本の歴代市長」第3巻・昭和60年），昭和18年7月弁護士登録・第1東京（「官報」昭和18・8・26），昭和18年10月登録換・広島（「官報」昭和18・11・15），昭和21年2月～昭和23年3月広島市復興審議会委員長（「新修広島市史」第7巻・昭和35年），昭和26年9月広島市顧問（「新修広島市史」第7巻・昭和35年），昭和26年12月30日登録取消・死亡（「官報」昭和27・2・8）

「片々たる評伝」「老廷丁の見た広島の弁護士（7）大阪を掛持の馬か・ブルドック其儘の精悍さ 藤田若水君」腕ッぶしと、鼻ッ柱の強いので、ひろく其名を知られてゐるのが、広島と大阪を白切符でかけ持って居る藤田若水君だ、…コウ云ふとさながらブルドックそのもの、やうであるが、アレでもまた出るところに出れば、顔にも似ずお優しいところがあるといふから、人は見かけによらぬもの、語が、その存在をみとめられる。三百有余哩を

かけもってゐる以上、忙がしいことは言はずもがなだが、ソレを左様に大儀ともせず、茶飯事のやうにやってのけるところに、彼、藤田若水の精力もあり光もある、大入道のやうな坊主頭を振立て、今にも咬みつさうに咆哮する所などは、ブルそのまゝで、壮といふよりも寧ろ凄である。

二年越しに、根気よく悩ました例のガス会社事件を、やっこらさとばかりに背負って、凱歌を奏したなどは、よくブルの本性をあらはしたものと云つていゝ。人間を屁とも思つてゐない中出来クンも、この人間ブルには大分古摺つてゐた模様だった、…ギッシリ握り固めたやうな柔道何段とかの体に、法服をまとつて冠を少々仰向けにかぶつた時の彼は、半デブ式の腹に力を留めて、吼えるワ、吼えるわ、モシ相手の弁護士が玄米パンの出来立ての様にぼやぼやであつたならば、ソレこそ猫に睨まれた小鼠のやうに、裁をさせないうちに既に半ばハイソの態である。おますさかいの浪華のマン中で堂々事務所を設けてゐるだけに、何となく垢抜けしてゐるやうに思ふ（但し、これはさう思つて見る吾々廷丁の眼ばかりであるかも知れぬ）。彼れは、どちらかと云へば大物喰の方で、会社事件を最も得意とする。ガス会社事件などが何よりの生た証拠だ。一步違へば咬みつきもし、また時と場合では取つて投ることもあるといふ。しかし、彼は紳士だ。如何に腕ッ節と鼻ッ柱が強からうと、滅多なことには手を出さぬ。要するに、手八丁口八丁の語こそ、彼れが為めの別誂へであるかのやうだ（「芸備日日」大正13・4・10）。

藤田若水は、愛媛の人であつたが、戦前は広島市会議員、広島県会議員、衆議院議員、広島市長、戦後は広島市復興審議会委員長、広島市顧問となり、広島の発展・復興に尽した。国泰寺（曹洞宗、現在は己斐に移転）に墓があり、同じ墓列の近くに横山金太郎の墓がある。

「文献」「広島商工興信録」大正3年・140頁、「藤田新副議長」（「芸備日日」大正4・10・13）、「弁護士の舌・何を語る（4）百五十歳迄生きる…僕の躰育観 藤田若水氏談」（「芸備日日」大正5・9・29）、「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市144頁、「広島市百二十傑伝」大正10年・99頁、「中国新聞は有罪 藤田弁護士より告訴の名誉毀

損」(「芸備日日」大正12・8・11),「広島県人物評伝」大正12年・580頁,「老廷丁の見た広島 of 弁護士(7) 大阪を掛持の馬か・ブルドック其儘の精悍さ 藤田若水君」(「芸備日日」大正13・4・10),「広島県人物評伝続」大正14年・444頁,「広島県紳士録」昭和8年・65頁,「大衆人事録」第14版・近畿中国四国九州篇・昭和18年・広島34頁,「人事興信録」第14版・昭和18年・フ63頁,「新日本人物大観」広島県版・昭和34年・32頁,「藤田若水」(「新修広島市史」第7巻・昭和35年・550頁),「日本の歴代市長」第3巻・昭和60年・92頁,「先進(物故)会員を偲ぶ」(「広島弁護士会史」昭和61年・538頁),「衆議院議員名鑑」平成2年・556頁,「広島弁護士会沿革誌」大正編・平成22年・338頁・352頁

75 糸谷庫一「事務所」東京市京橋区南横町1番地牧野充安事務所(「名簿」明治36年),広島市下流川町9番地(「名簿」明治37年),広島市下中町53番地次1番(「名簿」明治38年),広島市新川場町96番地(「名簿」明治39年)

明治11年8月5日生(「中国新聞」明治40・5・19),広島・平民(「官報」明治35・11・13),明治33年7月東京法学院卒業(「法学新報」第112号,明治33年7月),明治35年11月判事検事登用試験及第(「官報」明治35・11・13),明治35年12月司法官試補・東京地方裁判所並東京区裁判所詰(「官報」明治35・12・2),明治36年1月依願免・司法官試補(「官報」明治36・1・21),明治36年2月弁護士登録・東京(「官報」明治36・2・7),明治36年12月登録換・広島(「官報」明治37・1・12),明治40年5月広島地方裁判所判決詐欺取財欠席判決重禁固5月罰金400円監視6月(「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年),昭和11年6月30日登録失効・弁護士法附則第5項(「官報」昭和11・9・7)

「片々たる評伝」糸谷は,「(注,明治40年4月)去十四日脱会を届出たり聞かすが,如くんば氏は目下米国に滞在中なりと云ふ」(「中国法律新報」明治40・4・30)。糸谷は,米国に逃走中の明治40年5月29日,詐欺取財被告事件で欠席判決を受けた。しかし,弁護士名簿登録取消には至っていなかったため,「弁護士法」(昭和8年5月1日法律第53号・昭和11年4月1日施行)に基づき登録失効となった。

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

「文献」「糸谷弁護士に対する予審決定」（「芸備日日」「中国新聞」明治40・5・19），
「糸谷弁護士欠席裁判・糸谷弁護士処刑」（「芸備日日」明治40・5・29～30），「広島
弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・312頁

明治37年

76 鮎川元恭（前名，忠祐）「事務所」松山市北京町（「名簿」明治35年），松山市
大字1番町4番戸（「名簿」明治36年），広島市下流川町9番戸出張（「名簿」明治37
年），山口県山口町出張（「名簿」明治38年），…東京市芝区三田四国町26佐藤重之事
務所「電話」高輪2646（「名簿」大正10年～13年），大邱府南旭町17「電話」大邱120
（「名簿」大正10年～昭和9年，「朝鮮人事興信録」大正11年）

明治4年2月25日（「朝鮮人事興信録」大正11年），山口阿武郡萩町・士族
（「官報」明治30・11・22），明治30年7月日本法律学校卒業（「日本大学校友会
会員名簿」大正8年・351頁），明治30年11月判事検事登用試験及第（「官報」明
治30・11・22），明治30年12月司法官試補・松江区裁判所詰（「官報」明治30・
12・10），明治31年8月浜田区裁判所詰（「官報」明治31・8・9），明治32年
7月西条区裁判所判事（「官報」明治32・7・29，明治32・7・31），明治34年
1月西条区裁判所判事・予審掛（「官報」明治34・1・4），明治34年5月松
山地方裁判所判事（「官報」明治34・5・4），明治34年11月浜田区裁判所判
事（「官報」明治34・11・20），明治35年1月浜田区裁判所判事・予審掛（「官
報」明治35・1・4），明治35年3月依願免本官（「官報」明治35・3・14），明
治35年4月弁護士登録・松山（「官報」明治35・4・10），明治37年7月広島
出張所（「芸備日日」「中国新聞」明治37・7・7，「名簿」明治37年），明治38年
8月山口出張所（「名簿」明治38年），明治39年11月登録取消（「官報」明治39・
11・15），明治39年11月韓国統監府理事庁光州支庁副理事官（「朝鮮人事興信
録」大正11年），明治40年12月理事庁支庁廃止（「アジ歴グロッサリー」WEB），
…明治42年11月朝鮮統監府判事・光州地方裁判所部長（「官報」明治42・11・
2，明治42・11・22），明治44年4月釜山地方裁判所判事（「官報」明治44・4・
15），明治45年4月平壤地方法院鎮南浦支庁判事（「官報」明治45・4・23），

大正3年3月現在・平壤覆審法院判事（「官報」大正3・3・24），大正4年6月光州地方法院木浦支庁判事（「官報」大正4・6・15），大正9年11月高等法院判事・依願免本官（「官報」大正9・12・1，大正9・12・11），大正9年12月弁護士登録・東京・大邱（「官報」大正10・1・12，「朝鮮人事興信録」大正11年），昭和11年6月登録失効・弁護士法附則第5項（「官報」昭和11・8・31）

「片々たる評伝」「広告」小生今般広島市下流川町九番地に事務所を設置し，諸汎法律事務を取扱ふ 弁護士日本法律学士正七位鮎川元恭（「芸備日日」明治37・7・7）。

「文献」「現今人名辞典」第3版・明治36年・あ40頁，「理事庁支庁」1906年（『アジア歴グロッサリー』，国立公文書館・アジア歴史資料センター WEB），「人事興信録」第6版・大正10年・あ92頁，『朝鮮人事興信録』（朝鮮新聞社・1922年5月・637頁）

明治38年

77 新開辰市（改名，弘通）「事務所」広島市小町36番地（「名簿」明治38年），広島市小町19番地（「名簿」明治39年），「電話」340（「名簿」明治41年～大正6年），広島市鉄砲屋町36番地（「名簿」明治43年），広島市中下町（「名簿」大正4年～6年），東京市麻布区六本木町24「電話」青山5362（「名簿」大正13年），芝区芝公園第21号地ノ8（「名簿」大正15年），「電話」芝2669（「名簿」昭和2年），日本橋区通2ノ3ノ3中央ビル3階6号「電話」日本橋3509（「名簿」昭和6年），京橋区銀座西8ノ5日吉ビル1階「電話」銀座1250（「名簿」昭和14年），京橋区銀座西3ノ1録々ビル谷本商会内「電話」—（「名簿」昭和18年），安芸郡瀬野村下瀬野1529番地（昭和21年～22年「会員名簿」第4号）

明治13年11月13日生（「現代弁護士大観」昭和7年），広島安芸郡下瀬野村・平民（「官報」明治37・11・26）→東京（「官報」大正10・2・15），明治36年7月明治大学卒業（「現代弁護士大観」昭和7年），明治37年11月弁護士試験及第（「官報」明治37・11・26），明治38年1月弁護士登録・広島（「官報」明治38・2・7），大正2年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」大正2・4・28），大382（382）

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

正4年9月広島県会議員（「広島県議会史」第3巻・昭和37年），大正4年10月広島弁護士会長（「芸備日日」大正4・11・3），大正7年3月登録取消（「官報」大正7・4・10），…古河鉱業勤務（「大衆人事録」第5版）…，大正10年2月弁護士登録・広島（「官報」大正10・2・15），大正10年4月登録換・東京（「官報」大正10・4・7），昭和21年5月登録換・広島（「官報」昭和21・6・26），昭和22年4月24日死亡（「会員名簿」第4号）

「片々たる評伝」東京弁護士会常議員，日本弁護士協会理事として，尽くされたるところ頗る大なるものがある。…今は西式「科学的健康法」の熱心なる実行者であられる（「現代弁護士大観」昭和7年）。

「文献」「県会議員略歴 (3) 新顔諸氏の半面」（「芸備日日」大正4・10・2），「弁護士の舌何を語る (14) 広島県人観に就て 新聞辰市氏談」（「芸備日日」大正5・10・10），「広島県紳士名鑑」大正6年・190頁，「人事興信録」第5版・大正7年・シ84頁，「公人私人 新聞弁護士」（「芸備日日」大正13・1・9），「大衆人事録」第3版・昭和5年・シ86頁，『現代弁護士大観』第1巻（丸万商店・1932年12月・109頁），「大衆人事録」第11版・昭和10年・シ91頁

78 湊正則「事務所」加茂郡竹原町（「名簿」明治38年～大正元年）

嘉永2年6月13日生，広島・士族，明治7年4月警視庁4等巡查，明治7年6月書記兼務，明治9年3月依願職務差免，明治9年3月広島県1等巡查・山口県騒擾出張，明治10年7月鹿児島県出張，明治11年6月沼隈郡赤坂村芦田郡福田村境界争出張，明治13年1月九州地方騒擾出張，明治13年11月9等警部，明治14年7月四日市警察署長，明治15年1月警部補，明治15年2月警部，明治16年11月兼司法省検事補・広島始審裁判所詰，明治18年5月専任検事補・水戸始審裁判所詰，明治19年4月土浦支庁詰，明治20年7月千葉始審裁判所所木更津支庁詰（以上，明治20年「官吏進退」20・司法省10・国立公文書館），明治20年12月千葉始審裁判所所木更津支庁検事（「官報」明治20・12・28，明治21・1・16），明治22年7月飯山治安裁判所検事（「官報」明治22・7・12），明治23年10月福島区^{長野管内}裁判所検事（「官報」明治23・11・26），明治26年3月米子区裁判所検事（「官報」明治26・3・21），明治34

年7月輪島区裁判所検事（「官報」明治34・7・23），明治35年4月高梁区裁判所検事（「官報」明治35・4・10），明治38年4月退職（「官報」明治38・4・4），明治38年5月弁護士登録・広島（「官報」明治38・5・25），大正2年6月8日死亡（「中国新聞」大正2・6・10），大正2年7月25日登録取消・死亡（「官報」大正2・8・1）

「片々たる評伝」正六位勳五等弁護士湊正則儀予テ病氣中ノ処，薬石其効ヲ奏セズ去ル八日遂ニ死去致シ候ニ付此段生前辱知諸賢ニ謹告仕候 尚遺言ニ依リ葬儀ハ質ヲ質素トシ昨九日向西館ニ於テ執行済ニ有之候間併セテ謹告仕候 大正二年六月十日 広島市竹屋町 男 湊正雄・親戚総代 中原千里 福田富太郎（「中国新聞」大正2・6・10）

79 奥田勝太郎「事務所」広島市新川場町4番地ノ2（「名簿」明治38年～40年），…東京市目黒町目黒648（「名簿」大正14年），牛込区矢来町3旧殿12号（「名簿」昭和2年），牛込区矢来町79「電話」牛込4918（「名簿」昭和3年～18年）。（注）「名簿」昭和25年には収録されていない。

慶応3年12月生（明治38年「任免裁可書」任免巻16・国立公文書館），広島・平民（「官報」明治33・11・10），明治24年8月東京法学院卒業（「東京法学院院友会会員名簿」明治29年・35頁），…明治33年11月判事検事登用試験及第（「官報」明治33・11・10），明治33年12月司法官試補・長崎区裁判所詰・検事代理（「官報」明治33・12・8），明治35年7月長崎区裁判所判事（「官報」明治35・7・10～11），明治36年3月兼長崎地方裁判所判事（「官報」明治36・3・5），明治36年3月兼巖原区裁判所判事（「官報」明治36・3・20），明治37年1月広島区裁判所判事（「官報」明治37・1・29），明治38年4月福山区裁判所判事（「官報」明治38・4・4），明治38年5月依願免本官（「官報」明治38・6・1），明治38年6月弁護士登録・広島（「官報」明治38・6・23），明治41年6月登録取消（「官報」明治41・6・20），…明治42年11月朝鮮統監府判事・光州地方裁判所判事（「官報」明治42・11・2，明治42・11・22），明治43年10月光州区裁判所判事・予審掛（「官報」明治43・10・26），明治45年4月咸興地方法院判事（「官報」明治45・4・15），大正5年10月咸興地方法院会寧支庁

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (3)

判事（「官報」大正5・10・16）、大正8年7月公州地方法院忠州支庁判事・予審掛（「官報」大正8・7・16）、大正10年8月京城地方法院水原支庁判事・予審掛（「官報」大正10・8・17）、大正11年7月京城地方法院春川支庁判事・予審掛（「官報」大正11・7・14）、大正13年12月退職（「官報」大正14・1・16）、大正14年4月弁護士登録・東京（「官報」大正14・4・27）

「片々たる評伝」判事として長崎、広島、福山の各裁判所に於て敏腕家の聞えありし、本県人奥田勝太郎氏は予て弁護士希望の処、今回愈々辞職の上本市新川場町十二番地（中町突当り）に事務所を設けて、総ての法律事務を取扱ふ趣なり。氏の敏腕は官途に於て顕れたるが、一面温厚篤実の称ある人なり（「中国新聞」明治38・6・29）。

「非講和同盟会創立委員＝講和反対広島県民大会発起委員22名」日露講和条約交渉は、明治38年8月15日から開始され、同年8月29日妥結し、日露講和条約が枢密院で可決される10月4日までの間、国内では「屈辱的」講和反対運動が全国的に展開された。広島でも、同年8月29日に開催された呉市民大会で口火が切られ、全県的に大会や演説会が開かれ、9月14日結成された政治結社・広島非講和同盟会が開催した、9月17日の講和反対広島県民大会によって最高潮に達した（「大正デモクラシーと民衆運動」昭和59年・3頁～12頁）。その委員22名（横山金太郎以下当時の著名人）の氏名（職業肩書）が、天野琢郎『大正デモクラシーと民衆運動』（雄山閣出版・昭和59年2月・10頁）、『広島市議会史』大正昭和戦前編（広島市議会・昭和62年3月・70頁）に掲げてあり、その中に奥田勝太郎（職業肩書不明、奥田以外に職業肩書不明の村尾貞治・山田和美は、いずれも市参事会員）が見える。奥田が判事・弁護士であったことは忘れ去られて、職業肩書は「不明」とされているのである。

「両判事等の出発」韓国光州裁判所判事に転任したる判事山田俊平、同奥田勝太郎の両氏は、裁判所書記高橋剛、長谷川威亮の両氏と共に、昨日（注、明治41年6月14日）午前七時四十五分広島駅発下列車にて赴任したり。当日同駅迄見送りたいる人々は、馬場控訴院長を初め在広各司法官、弁護士、

佐藤警視，警部其他有志者及び知友等百数十名，頗ぶる盛なりき（「芸備日日」明治41・6・15）。

80 南條持一「事務所」小倉市紺屋町4丁目142番地（「名簿」明治35年），広島市竹屋町字玉屋小路（「芸備日日」明治36・11・25），広島市三川町47番屋敷（「名簿」明治39年），広島市三川町55番地（「名簿」明治41年），呉市西堺通4番戸（「名簿」大正元年～2年）

嘉永2年5月生，山口・士族，明治9年4月等外1等・司法省出仕，明治11年12月判事補，明治14年8月本庁詰，明治14年11月広島始審裁判所詰，明治16年9月福岡始審裁判所詰，明治17年5月予審掛，明治18年12月小倉支庁詰・予審掛（以上，明治20年「官吏進退」11・司法省1・国立公文書館），明治20年6月福岡始審裁判所小倉支庁判事（「官報」明治20・6・27，明治20・7・1），明治21年2月福岡始審裁判所小倉支庁判事・予審掛（「官報」明治21・2・17），明治23年10月神戸地方裁判所判事（「官報」明治23・11・25），明治24年4月神戸地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治24・4・30），明治26年1月神戸地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治26・1・4），明治27年1月神戸地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治27・1・4），明治27年4月神戸地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治27・4・24），明治27年9月姫路区裁判所判事（「官報」明治27・9・15日），明治29年1月姫路区裁判所判事・予審掛（「官報」明治29・1・4），明治30年1月姫路区裁判所判事・予審掛（「官報」明治30・1・4），明治30年7月宮崎地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治30・7・21），明治31年1月宮崎地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治31・1・4），明治32年1月宮崎地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治32・1・4），明治32年7月退職（「官報」明治32・7・28），…明治33年7月弁護士登録・福岡（「官報」明治33・8・9），明治37年6月長崎控訴院懲戒裁判判決紹介人名簿登載者から刑事弁護及民事訴訟代理受任過料20円（「官報」明治37・8・25），明治38年9月登録換・広島（「官報」明治38・9・12），大正2年8月登録取消（「官報」大正2・8・30），大正3年2月16日死亡（「芸備日日」大正3・2・16）

「片々たる評伝」退職判事従六位勲六等南條持一儀病氣ノ処保養不相叶本日午前三時死去致候間此段生前辱知諸君ニ謹告仕候 追葬儀ハ途中行列ヲ廢シ来ル十七日午後三時呉市東本通正覚寺ニ於テ仏葬相當可申候尚午勝手供花放鳥ノ義ハ生前ノ遺志ニ依リ御辞退致候 二月十三日 嗣子南條壽・弟南條長忠・親戚総代木梨金一・西太治郎 (「芸備日日」大正3・2・16)

「文献」「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・298頁

81 篠原迪 (迪=ススム)「事務所」広島市小町10番次1番邸篠原迪・篠原資共同事務所「電話」455 (「芸備日日」明治38・9・19, 「名簿」明治39年~大正7年)

明治12年1月12日 (「広島県紳士名鑑」大正6年), 愛媛宇摩郡川瀧村・平民 (「官報」明治38・7・13), 明治38年7月東京帝国大学法科大学卒業 (「官報」明治38・7・13), 明治38年9月弁護士登録・広島 (「官報」明治38・9・23), 大正5年4月広島弁護士会副会長 (「芸備日日」大正5・3・31), 大正7年11月6日死亡 (「中国新聞」大正7・11・8), 大正7年11月28日登録取消・死亡 (「官報」大正7・12・4)

「片々たる評伝」「広告」生儀多年東京帝国大学法科大学ニ在リ法律学ヲ修メ本年其ノ業ヲ終タリ依テ東西両京帝国大学諸教授ノ推薦ヲ辱シ左記ノ処ニ於テ父・資 (注・タスク) ト共同シ法律事務所ヲ設ケ弁護士ノ業務ニ従事シ汎ク高嘱ニ応ズ 明治三十八年九月 広島市小町十番次一 (控訴院前) 電話四五五番 法学士
弁護士 篠原迪 (「芸備日日」明治38・9・19)。(注) 父・篠原資の事務所は, 明治42年~大正6年「名簿」では, 呉市。

「篠原弁護士逝く」広島市小町弁護士篠原迪氏は, 今回流行性感冒の爲め臥蓐中の所, 肺炎を併発し (注, 大正7年11月) 六日午後九時逝去, 九日午後三時紙屋町美以 (メソジスト) 教会に於て葬儀を執行する。迪氏は, 伊予西条の人にて神戸関西学院を経て, 明治三十八年七月東京法科大学を優等にて卒業し, 同年十月広島に弁護士を開業, 大正五年四月広島弁護士会副会長となり, 尋で屢々常議員に撰ばれ尽瘁する所あり。尚, 西備銀行古参の監査役となり同行整理委員としても活動し, 広陵中学校にありては法制経済学を担任し, 広島郵便局にありては仏語の教師として教鞭を執りたる

等功績尠からず。資性温厚，殊に至孝の聞え高かりしに，此の訃に接す悼むべきなり（「中国新聞」大正7・11・8）。

「文献」「弁護士之舌・何を語る（11）学生の近代的傾向と…苦学生対策・篠原迪氏談」（「芸備日日」大正5・10・6），「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市191頁

明治39年

82 永野法城「事務所」広島市下中町22番地（「名簿」明治39年～大正元年），「電話」891（「名簿」明治43年）

慶応元年生（「芸備日日」大正元・8・27），広島倉橋島・平民（「官報」明治20・7・16），明治20年7月法学生徒修業満期者判事登用試験及第（「官報」明治20・7・16），明治20年10月判事試補・松江始審裁判所浜田支庁詰（「官報」明治20・10・10），明治23年10月浜田区裁判所兼松江地方裁判所判事（「官報」明治23・11・24），明治25年3月浜田区裁判所判事・予審掛（「官報」明治25・3・10），明治26年11月松江地方裁判所判事（「官報」明治26・11・2），明治33年1月松江地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治33・1・4），明治34年1月松江地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治34・1・4），明治34年11月岩国区裁判所監督判事（「官報」明治34・11・20），明治38年4月山口地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治38・4・4），明治38年12月広島控訴院判事・退職（「官報」明治38・12・21，明治38・12・23），明治39年1月弁護士登録・広島（「官報」明治39・1・25），大正元年8月26日死亡（「芸備日日」大正元・8・27，「官報」大正元・9・6），大正元年8月30日登録取消・死亡（「官報」大正元・9・6）

「片々たる評伝」弁護士永野法城氏は，かねて病に罹り匹田病院に入院治療中なりし処，昨日午後一時終に逝去したり悼むべし。氏は本県倉橋島の人，嘗て岩国区裁判所監督判事として令名ありしに，後職を辞し弁護士となり，為人方正謹厳を以て知られぬ，素と是れ身を桑門より起したる人也，享年四十又八，遺骸は今二十七日午後五時自宅出棺，向西館に送葬せらる（「芸備日日」大正元・8・27）。

永野法城は、戦後の政財界で活躍した「永野六兄弟」の父親である。長男護は、弁護士・政治家・実業家となった。

83 秋元儀助「事務所」広島市鉄砲屋町37番地三戸有治・秋元儀助共同事務所（「名簿」明治39年、「芸備日日」明治39・3・23）。（注）「名簿」明治40年では、三戸有治の事務所は、広島市三川町54番次1番邸に変わっている。

明治8年8月15日生（「法曹界人物事典」I），山口厚狹郡高千帆村・士族（「官報」明治33・12・7）→広島（「名簿」明治39年）→山口（「名簿」明治40年），明治33年12月弁護士試験及第（「官報」明治33・12・7），明治34年2月弁護士登録・東京（「官報」明治34・2・25），明治34年7月明治法律学校卒業（「明治大学一覽」昭和12年・17頁），明治38年8月陸軍歩兵中尉（「法曹界人物事典」I），明治39年1月登録換・広島（「官報」明治39・2・3），明治41年5月登録取消（「官報」明治41・5・7），明治41年3月上田区裁判所判事（「官報」明治41・3・27，明治41・3・31），明治43年4月上田区裁判所判事・予審掛（「官報」明治43・4・20），明治44年1月上田区裁判所判事・予審掛（「官報」明治44・1・4），明治45年1月上田区裁判所判事・予審掛（「官報」明治45・1・4），明治45年5月津山区裁判所判事（「官報」明治45・5・15），大正2年5月岡山区裁判所判事（「官報」大正2・5・30），大正3年8月福山区裁判所判事（「官報」大正3・8・8），大正6年7月益田区裁判所判事（「官報」大正6・7・27），大正8年5月松山地方裁判所判事（「官報」大正8・5・5），大正10年4月宇和島区裁判所判事・予審掛（「官報」大正10・4・13），大正10年7月免予審掛・宇和島区裁判所監督判事（「官報」大正10・7・29），…大正11年7月現在・兼松山地方裁判所宇和島支部長（「職員録」大正11年），大正15年7月米子区裁判所監督判事兼鳥取地方裁判所米子支部長（「官報」大正15・8・2），昭和4年12月呉区裁判所監督判事兼広島地方裁判所呉支部長（「官報」昭和4・12・29），昭和7年4月津山区裁判所監督判事兼岡山地方裁判所津山支部長（「官報」昭和7・4・14），昭和8年3月岡山地方裁判所部長・退職（「官報」昭和8・3・15），昭和8年3月公証人・広島（「官報」昭和8・3・17），昭和20年8月6日免公証人（「日本公証制度沿革史」昭和43

年)

「片々たる評伝」「広告」生等今般左ノ所ニ事務所ヲ設ケ汎ク法律事務取扱ヒ候 弁護士 三戸有治・弁護士 秋元儀助 事務所 広島市鉄砲屋町第三十七番地（「芸備日日」明治39・3・23）。

「文献」「人事興信録」第8版・昭和3年・ア67頁,「大衆人事録」第14版・近畿中国四国九州篇・昭和18年・広島1頁,「人事興信録」第14版・昭和18年・ア72頁,「法曹界人物事典」Ⅰ536頁・Ⅱ844頁・Ⅲ840頁・Ⅳ680頁